

奉天覽
奉山全集

第一卷

奉山會發行

289.1
W62 k
k



住友務氏寄贈書

685491

田原藩世子三宅仰太郎ノ手本トシテ揮毫シタルモノ



三宅仰太郎揮毫

田原 中部尋常高等小學校藏

「峯山肖像」椿山筆



渡邊元一氏藏

「長英肖像」椿山筆



椿山筆

男爵 後藤新平氏藏



孔子像
釋奠ノ爲メニ畫ク故ニ落款藩老公ノ名ヲ用ユ

大正九年三月廿一日 田原巴江 畫

田原 巴江 文庫 藏

醫聖ヒポクラテス肖像



豊橋 淺井常三氏藏

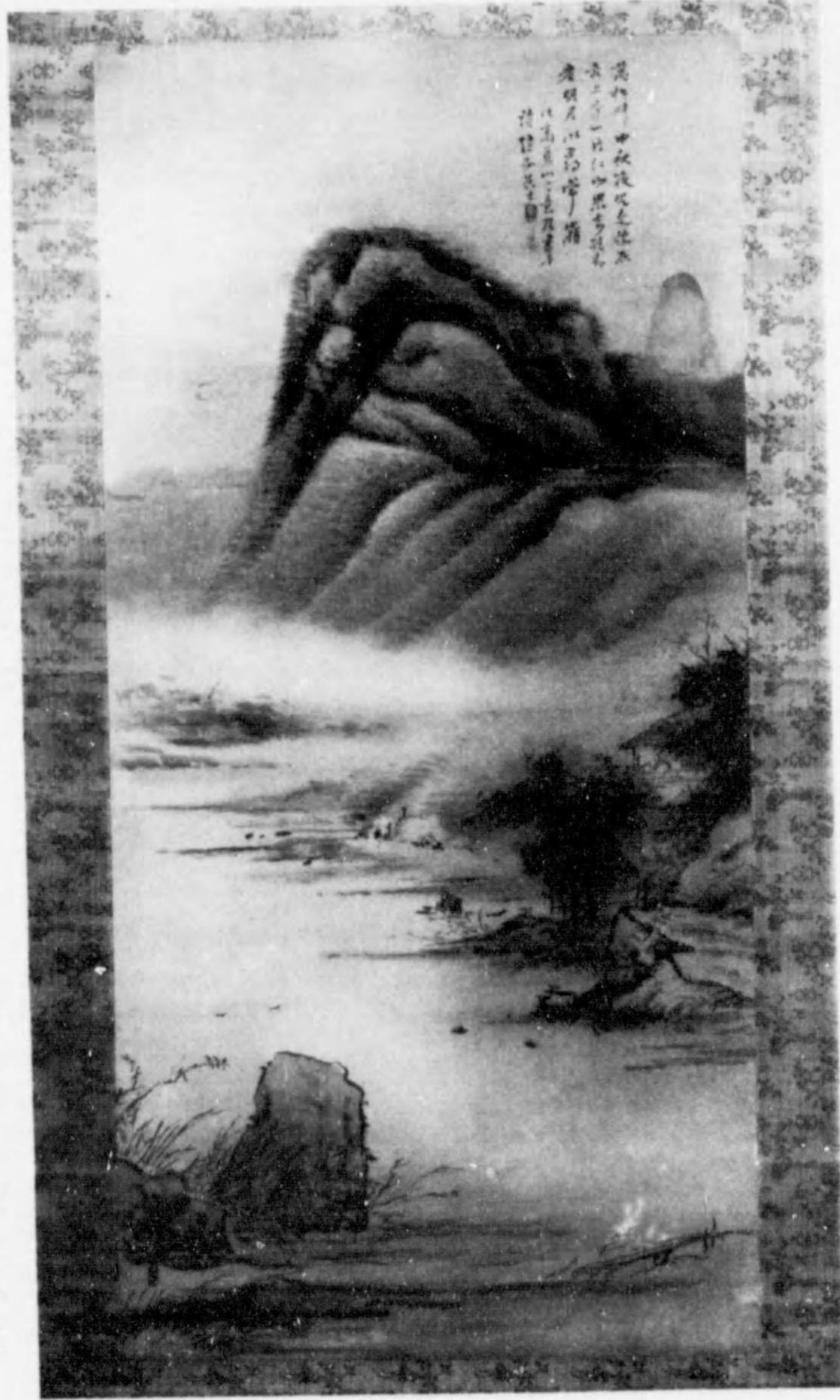
炎帝神農肖像



拳山邊野亭

豐橋淺井常三氏藏

夜景山水之圖



田原廣中素介氏藏

行年如一日
於此之時
每念及此
則心曠神怡
且覺天地之大
而己身之小
夫天地者
萬物之歸
而己身者
天地之一
也故君子
必先慎乎
其身然後
可以治人
而後可以
治天下
此所謂
修身齊家
治國治平
之序也
夫修身之
要莫如
誠信
誠者天
道之歸
信者人
道之歸
誠信者
立身之本
也故君子
必先誠其
心然後
可以致其
知然後
可以格其
物然後
可以齊其
家然後
可以治其
國然後
可以平其
天下
此所謂
格致誠
正修齊
治平之
道也
夫誠者
天之道
也思誠
者人
道之
也
至誠
動天
至誠
動地
至誠
動人
至誠
動鬼
至誠
動神
至誠
動天地
感鬼神
此所謂
誠者
天之道
也思誠
者人
道之
也
至誠
動天
至誠
動地
至誠
動人
至誠
動鬼
至誠
動神
至誠
動天地
感鬼神

濼氏一元邊渡

書遺宛山椿

辛丑元旦之詩二首

辛丑元旦之詩二首
其一
其二

田原生田恒氏藏

中秋步月詩

保更以難与之孤川却自憐担外
 焉子美春江水如石上流
 獨城之石半帶
 中秋步月詩
 田原重兵衛氏藏

田原 野村重兵衛氏藏

三
 江干
 以
 了
 古
 樹
 明
 甘
 生
 清

見
 子
 川
 年
 為
 無
 由
 彼
 亦
 然

豐 橋 佐藤大耶氏藏 (簡 書 木 真 興)

坐禪畫稿



豐橋 淺井常三氏藏



藏氏國華木鋪原田

(詩蘭老鄭)

述懐之歌

千里のみて世を流るるか
ゆのちをよるるかと
計りて
たふす
たふす

一

名古屋 佐々木復介氏藏

名花十友之圖



横濱原富太郎氏藏

蘆生炊夢之圖



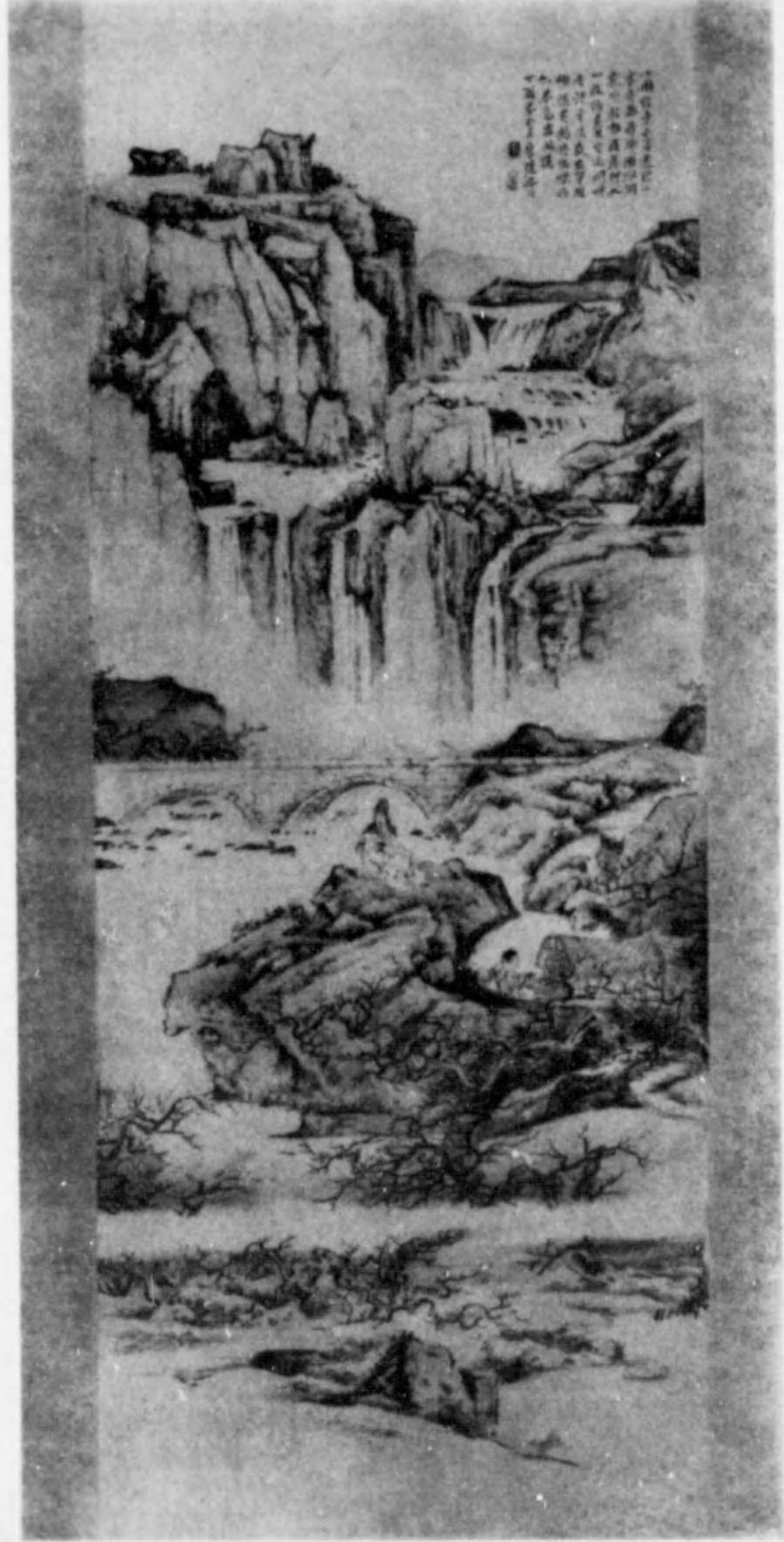
東京原六郎氏藏

李太白之圖



東京 柿沼谷藏氏藏

林和靖之圖

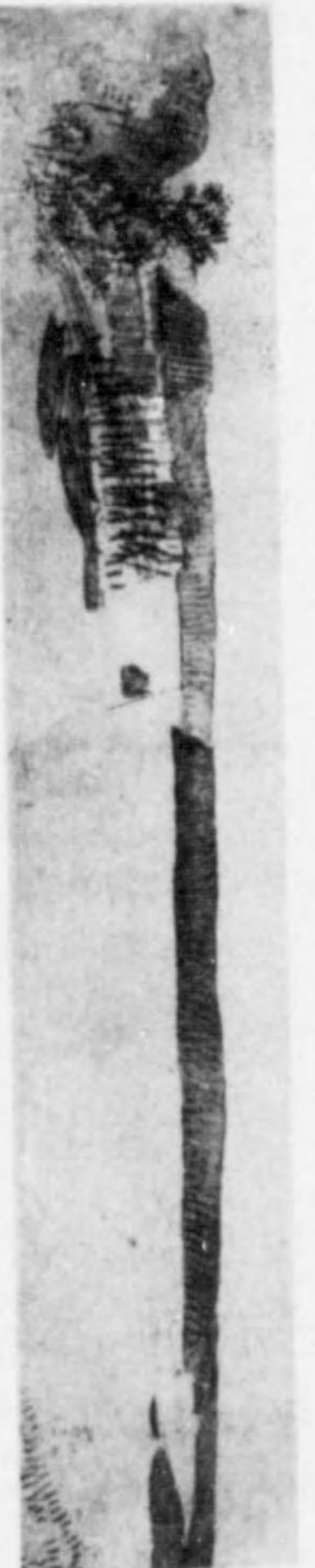


島田 秋野雅太郎氏藏



干公高門之圖

東京 菊池長四郎氏藏



四州真景ノ一



田原 巴江文庫藏



四州真景ノ...



田原 巴江文庫藏

一掃百態ノ一



渡邊元一氏藏

華山全集發行趣旨

鎖國苟安の時代に當りて、世界の大勢を審にし、開國の大主張を懷抱して、多年の長夢を破りたるもの、之を我が渡邊華山先生と爲す。其西洋事情缺舌或問を著したるは天保九年にして、慎機論は同十年の稿に係る。是れ實に維新更革に先んずること三十年、而かも時局の推移は先生所論の外に出でず、後の開國論を唱へ若くは之を實行したる者、外來の壓迫に因ると謂ふと雖も、抑も先生に負ふ所尠少なからざる也。其卓見明識一世に超越し、憂國慨世の熱情溢れて禁ずる所を知らず、竟に奇禍を買ふに至りたる、之を我が開國史上最初の第一人と爲す亦敢て誇張の言に非ざるべし。而して先生の畫に於ける殆んど古今獨歩の概あると同時に、書も亦宋元大家の壘を摩し、文は

和漢を兼ねて詩歌俳句と共に優に一家を爲す。先生の學に力
むるや篤く、道を究はむるや深し。且蘭語を通じて泰西の新智
識を吸収せる實に想像の外に出て、更に藩治上に於ける行政
海防教育經濟殖産救荒慈善に關する事業に至りては、施す所
小なりきと雖も、其蹟や大なるあり。況んや其人至忠至孝にし
て、志深く勤王に存したる、人格の高邁にして眼一世を空ふし、
至誠一貫精力絶倫なるに非らざるよりは、安んぞ能く如此な
るを得んや。先生の徳や高く業や大なり。其遺韻を發揚し流風
を喚起せば、亦以て世道人心に裨益するあるに疋ん乎。吾儕後
進相圖つて本會を組織し、此全集を發行する所以の趣旨實に
此に在り。豈啻に史料の散逸を防ぐが爲めのみと言はんや。

明治四十三年十二月

畢 山 會

凡 例

- 一、華山全集は三百三十頁乃至三百五十頁を標準とし加ふるに每卷々頭卷中に遺墨寫眞版并に木版を挿入し三卷乃至五卷を以て完結せんとす
- 一、本卷は其一代を通じて先生の人と爲り閱歷抱負主張事業疑獄の顛末等其終始を見るべき材料を蒐集したり正に是れ先生の自叙傳なり而して第二卷以下は紀行繪畫著書雜記等を主として且斷簡零墨をも蒐集せんとす
- 一、本卷々中の挿畫は木版の豫定なりしも印刷の都合により寫眞版と爲し且印譜を加ふることゝ爲したり第二卷以下には木版畫をも挿入すべし

一、本卷收むる所孔子像華山肖像四州眞景等は畏くも 天覽
 臺覽の光榮を得たり
 一、本卷編纂に際し資料最も豊富なる渡邊家并に田原巴江文
 庫豊橋淺井氏等より得たる便益尠なからず本會の深く謝
 する所なり
 一、本卷々頭の寫眞版は各家秘藏の逸品中より代表的書畫を
 抜いて掲げたるものゝ爲めに本卷に光彩を添ゆる少な
 らず是亦深く各家に謝する所なり

華山全集第一卷目次

渡邊家略系圖	一
慎機論	四
缺舌或問	一二
西洋事情御答書	三五
和蘭陀風說書	四六
江川太郎左衛門に寄せし書簡	四八
江川太郎左衛門へ奥山弘平を紹介せし書簡	五一
星巖書簡	五二
江川太郎左衛門へ寄せし書簡	五三
齋藤彌九郎へ寄せし書簡	五四
齋藤彌九郎へ寄せし書簡	五五

齋藤彌九郎へ寄せし書簡	五五
麴町一件日録(椿山記)	五七
華山書簡	六七
華山書簡	七二
上野御聲掛願書案	七六
華山書簡	八一
華山書簡	八九
春山より獄中の華山へ送りし密書	九一
獄中より椿山に寄せし密書	九九
獄中より椿山に寄せし密書	一〇一
高野長英獄中より立原杏所へ寄せし密書	一〇四
獄中より江川太郎左衛門へ寄せし密書	一〇六
華山の口書	一〇八

松崎慊堂の上書	一二四
申渡之書(幕府の宣告)	一三二
松崎慊堂へ寄せし書簡	一三四
田原到着後松崎慊堂へ寄せし書簡	一三六
使相録	一三九
四州眞景紀行之部	一四七
守字の解	一五五
眞木重郎兵衛へ寄せし八勿の書簡	一五九
椿山に與へし書簡(養生論)	一六一
復統に關する眞木と往復書簡	一六三
定前より華山への返書	一六三

華山より定前への返書	一六五
定前より華山への返書	一六七
華山より定前への書翰	一六八
同書翰	一七一
定前より返書	一七二
華山より返書	一七三
定前より返書	一七六
眞木定前上書	一七九
其一	一七九
其二	一八四
眞木宛書簡	一八六
其一	一八六
其二	一九一
其三	一九八

其四	二〇一
其五	二〇二
其六	二〇三
其七	二〇六
其八	二〇八
其九	二一〇
其十(深考篇)	二一一
助郷に關する書簡	二一二
領民へ諭告	二二三
凶荒心得書	二二六
退役願書	二二六
進書趣意書	二三六
進書目錄	二三八

守困日歴	二四九
椿山へ與へし書簡(草蟲帖)	二七二
同手翰	二七五
同手翰	二七六
繪事問答	二七七
佐藤信淵より江川英龍に寄せし書簡	二九九
村上定平に與へたる書簡	三〇一
眞木重郎兵衛に寄せし書簡	三〇三
茂兵衛宛書簡	三〇七
おもと喜太郎宛書簡	三〇九

遺書

長男立へ宛てたる遺書	三一
------------	----

附録

華山先生略傳(三宅友信記)	三一四
---------------	-----

實弟助右衛門に宛てたる遺書	三一
金子武四郎に宛てたる遺書	三一三
椿山に宛てたる遺書	三一三

寫眞版解説

(審美書院印刷)

卷頭之部

忠孝二太字 華山筆 田原藩世子三宅仰太郎新年試筆手本として揮毫せるもの 田原中部尋常高等少學校藏幅

華山肖像 椿山筆 天保九年華山四十六歳の肖像 渡邊家藏幅

長英肖像 椿山筆 後藤男爵藏幅

孔子像 華山筆 天保九年五月藩疊成章館釋奠の爲めに畫く所のもの、落款藩世子の父三宅友信の名を用ひたるは藩主を始め參拜するが爲めに自ら謙して名を署するを避けたるものなりと謂へるも友信は三宅家の正系當さに家を襲ぐべくして繼がず南朝の忠臣兒島高德の血統此に絶へんとするを憂へて復統に苦心慘憺たりし華山は友信の長子仰太郎をして世子たらしめしと同一の考慮を以て此聖像に友信の名を署したるなり 巴江神社文庫藏幅
醫聖 ヒポクラデス肖像 華山筆 落款には天保二年とあれど其實は天

保十一年十月十八、九兩日を以て描く所幽居中の筆なり豊橋淺井常三氏藏幅

炎帝神農肖像 華山筆 淺井常三氏藏幅

夜景山水之圖 華山筆 幽居中の筆田原廣中素介氏藏幅

椿山宛遺書 華山筆 天保十二年十月十日屠腹の前日に認むる所三百十四

頁參觀) 渡邊家藏横卷

新年之詩 華山筆 天保十二年正月元日試筆萬葉煙裏海瞰紅、投刺飛轡西又

東滾々馬聲皆醉夢、今朝眞個迎春風。四十九年官道樗、昨非不改耻衛蓮、天下難

望只天樂、七十萱堂數架書』の二絶を書したるもの 田原生田氏藏幅

中秋歩月之詩

華山筆 文政二年の秋華山二十七歳和田倉門關の任に在

り時に將軍家齊長夜の宴を張る『俗吏難與道孤行却自憐、松林黒子墨、江水白於

天、樓遠唯看燭、城高半帶雲、不知今夜月、偏照綺羅筵』田原野村重兵衛氏藏幅

冗官を省くの書翰

華山筆 天保八年の頃江戸より國許の眞木重郎兵衛

に寄せし書翰中の一節 豊橋佐藤傳次郎氏藏横卷

心の掟(ふしくれの狂歌) 華山筆 眞木重郎兵衛に寄せし書翰の一節

豊橋淺井常三氏藏横卷

坐禪畫稿 華山筆 客座掌記中の一節『意在運則筆拘束。意在造、氣在運、神在

兩忘。爲氣取、懽者必塞』の文字を題せり 淺井常三氏藏書

鄭老蘭之詩 華山筆 有名なる『鄭老畫蘭不畫土、有爲者必有不爲、醉來描竹似

蘆葉、不作鴨波無節枝』を扇面に書したるもの 田原鏞木華國氏藏

述懷之歌 華山筆 『こりつみて世をすみがまのけむたきはおのがたきさす

たき、なりけり』落款一は主一なり時に此號を用ゆ名古屋佐々木復介氏藏幅

名花十友之圖 華山筆 天保九年の作なり 横濱原富太郎氏藏幅

盧生炊夢之圖 華山筆 贊に曰『呂公經邯鄲中、逢盧生貧困、授以枕、生夢登

高科歷臺閣、子孫皆列顯仕、年餘八十、及寤、呂公在房、黃梁尙未熟、載在異聞錄、實事

雖近妄誕、警世也深矣、故富貴者能知之、則不溺驕榮、性欲之習、而恐懼順理之道、亦

當易從、貧賤者能知之、則不生卑屈、憐求之念、奮勵自守之操、亦當易爲、若認得惟一

炊之夢、便眼空一世、不得不萌妄動妄想、畫終而懼、因記之、子安、是華山の絶筆と傳

ふるもの 東京原六郎氏藏幅

李太白之圖 華山筆 東京柿沼谷藏氏藏幅

林和靖之圖 華山筆 島田秋野雅太郎氏藏幅

于公高門之圖 華山筆 東京菊池長四郎氏藏幅

四州眞景之一部 華山筆 文政八年六月兩總常武の間に遊びたる寫生畫

天保十一年七月二十三日幽居中着色せしもの 田原巴江文庫藏橫卷

一掃百態の一 華山筆 文政元年二十六歳の筆蓋の梓に上さんとして揮

毫したる畫稿なり、序文の一節に曰く『近京師之蕪村平安之應舉、好狀市肆田間

風俗、徒畢工思、而無製作楷模之法、其濫觴漸淪惡道、故如蘆雪吳春月仙岸駒所謂

畫中之鄉愿、媵妾、直令人見之欲嘔、尙後之流弊可知也』云々、畫面五十、圖中の人物

無慮五六百、正應元亨より文化文政に至る諸般の風俗を寫せるもの 渡邊家

藏書

卷中之部

第一圖 訟廷就縛 華山筆 獄裡自から描く所、今日の豫審決定とも見

るべきもの 渡邊家藏橫卷

第二圖 死刑決獄 華山筆 死刑決獄者には死飯なるものを饗すと傳

ふ、華山一度死刑に決したる時亦此膳の前に座したるなるべし 渡邊家藏橫

卷

第三圖 檻送途中の光景 華山筆 在所蟄居の宣告を受け江戸より

田原へ檻送の途中掛川驛に於て病の爲め死に頻せり當時附近の光景を寫生

したるもの辛巳畫稿なる冊子中に在り 渡邊家藏書

第四圖 四州眞景の一部 華山筆 着色橫卷四卷中の一節 渡邊家藏

華山印譜 華山が落款に用いたるもの總て二十二個 渡邊家藏

華山全集 第一卷

渡邊家略系圖

○田代圖書

越後ニ仕ヘ祿八百石ヲ食ム

權右衛門定重

始メテ田原侯三宅康勝ニ仕ヘ百石五人扶持ヲ賜ヒ給人トナル姓ヲ母方ノ渡邊ニ改ム

市郎兵衛某

貞享四年家督相續ス江戸留守居役ヲ命セラル

市郎兵衛定泰

享保七年八月家督相續ス留守居役トナリ用人ニ進ミ又用向加判ヲ命セラル

市郎兵衛定延

同藩平山郷右衛門直時ノ二男ナリ定泰ノ第一女ニ配ス十五人扶持ヲ賜フ

市郎兵衛定通

定延ノ從子ナリ字ハ叔澤巴洲ト號ス學ヲ好ミ書ヲ善クス鷹見爽鳩ニ學ブ安永八年十五
歳ニシテ定延ノ養子トナル寛政四年七月家督相續ス後百石四人扶持ヲ賜ヒ數世ニ歷仕
シ年寄役ニ進ム文政七年八月九日歿ス
室河村氏永井大和守ノ臣河村彦左衛門ノ女 女丈夫ナリ孝ヲ以テ聞ユ

長男伯登定靜

碑文及別傳ニ詳ナリ天保十二年十月十一日自盡ス年四十九
室和田氏たか子

次男定意

年十三ニシテ上州館林ノ善道寺ニ薙髮僧トナリ文政十三年七月廿六日武州熊
谷驛釜屋音次郎方ニテ客死ス東京小石川區佃差町善雄寺ニ葬ル年廿八

三男喜平次

初名雷之助改木村又藏水野伯耆守家來堀田又左衛門ノ養子トナル文政十二
年六月十三日没ス東京牛込區神樂坂獅子寺ニ葬ル

四男助右衛門

岡崎中山氏ヲ繼グ

五男五郎定固

字ハ季保如山又華亭ト號ス書畫ヲ善ス天保八年七月十二日歿ス年廿六
長女もと 上州桐生岩本家ニ嫁ス孝行ヲ以テ聞ユ慶應三年七月廿六日年七十三歳ニシテ

病歿ス男ヲ喜太郎ト云フ

次女まき

永井左衛門ノ家來佐藤藤助ニ嫁シ年三十二ニテ歿ス東京麻布徳用寺ニ葬ル

三女

夭折ス

長男一學

側用人トナル學ヲ好ム安政三年六月廿六日歿ス年二十八

次男諧

字ハ紹卿小華ト號ス家老トナリ維新後大參事ト爲リ後田原ヨリ豊橋ニ移リ東京ニ出ツ
畫ヲ以テ聞ユ明治二十年十二月廿九日病歿ス年五十三
室須磨子椿氏ノ女明治三十年五月九日歿ス

長女かつ子

他家ニ嫁シ後復籍ス明治十六年五月九日歿ス

常太郎

小華ニ養ハル家督相續ヲ爲サズ 室なみ子久保氏ノ女明治廿一年二月十八日歿ス
現室喜舞子大川氏

長男辰治

早世ス

次男元一

小華ノ後ヲ襲ヒテ戸主トナル東京日本橋區濱町三丁目一番地ニ住ス

三男定三

早世ス

四男定雄

長女波滿

早世ス

慎機論

天保十年(舉山年四十七)正月舉山が一氣呵成一夜に認めたる未定稿にして、斷罪唯一の材料と爲りしもの、舉山、自から言ふ全部の十分の二に足らずと

我田原は、三州渥美郡に在て、遠州大洋中へ迸出し、荒井より伊良虞に至り、海濱凡十三里の間、佃戸農家のみにして、我田原藩の外城地なければ、元文四年の令有りしよりは、海防の制尤嚴ならすんばある可らず。然れども、兵備は敵情を審にせざれば、策謀の由て生ずる所なきを以て、地理、制度、風俗、事實は勿論里巷猥談、戲劇、瑣屑の事、其浮説信ずべからずと云へども、見聞の及ぶ所を記録し置かざるはなし。近くは好事浮躁の士、喋喋不息者、本年七月和蘭陀甲比丹秘奏せる事有り。英吉利斯國の人モリソンなる者、交易を乞はん爲め、我漂流民七人を護送して江戸近海に至ると聞く。按ずるにモリソンなる者は、英吉利斯龍動の人にして、唐山廣東の漂鏡澳の商館に留學すること凡十六年、頗る唐山の學に通じ、予が視る處、其の著述せるもの尤多し。五車韻府は三年の刻にして、周易通鑑綱目、東華錄、西域碑文、地理志の類、皆

洋字を以て譯せるものなり。又支那史を著作せるよし聞く。近來和蘭刻する處の書に、支那を言ふ條には、モリソンが語を證とすると有れば、蓋し其志を云ふなる可し。右の著書を以て考ふれば、千八百十七年我文政元年(文化十四年の誤ならん)にあたれば、今を距ること凡二十一年なり。モリソン英敏の質と云へども、洋人の漢學をすること最も苦澁にして、成し難きこと推知す可ければ、此書二十歳の著として年齢を計るに、五十五六歳の間なるべし。其人英邁敏達にして、其國に於ては品級尤高く、威勢盛なるよし、和蘭陀人往々稱する所、十年シイポルトと共に來りし書記ビュルゲルと云者、長崎より瓜哇へ歸帆の時、臺灣邊に及て颶に遇ひ、櫓折れ艫裂け、廣東に飄蕩せしとき、適モリソン留學の時に逢ひたり。此ビュルゲルは陰謀ある者にて、モリソンが名勢あるを知り、佞諛し、モリソンが周旋蔭扶を以て妻を英吉利斯より迎へ、又拔擢せられ、去々年長崎へ來りしとき、これが爲に富豪に至れるとぞ。ビュルゲル長崎に在りしとき一子あり。蘭館出入商人藤吉英重と云者に是を附託して歸りしが、去る未年長崎に至り、越えて申年の春英重に申せしは、我今秋は歸るなれば、唯此兒の後來を思に不忍、かく云ふは、リユスランド日本に垂涎す

ること最久し。必日本の憂北陸にあるべし、長崎は相去ること遠しと云へども、一支の痛は全身の患なり。是英吉利斯の風説、ビュルゲル日本に至るに依て其妻に告げたるなり。英重驚聳に不堪、此旨水府の吏に密に告げたる處如右。此ビュルゲルは、モリソンが恩蔭を深く蒙りたる者なれば陰謀有るも不可知。されども、波羅泥亞を抜しは明證あること也。波羅泥亞は、職方外記、坤輿圖說諸書に見へたる國にて、拂郎察のボナハルテに屬したるゆゑ、歐羅巴諸國に忌まれ、千八百十五年國主卒し、無國主となり、南は獨逸、北は孛漏生と云國に蠶食され、東隅より内地は皆鄂羅斯の國に屬せり。(文化九年風説)然れども、其は臣屬共にて治め、鄂羅斯より唯奉行を置て其政を聽のみなりし。國人復國の念止まず、千八百二十九年文政十二年竊かに黨を結び、鄂羅斯奉行と戰爭に及び、(文政十三年風説、ヲロシヤ國に對し、ポレンの族徒一揆を起せしよし告げ來る)千八百三十年(天保三年風説)全く此國を抜き、鄂羅斯の領となせり、其戰爭拂郎察にて上刻せる者已に來船して予是を皆寫せり。然ればビュルゲルが申事全く虚説に不可有。然れば是等を證とし、推してモリソンが事考へ察すべし、かゝる顯名の士、首として

護送せる事なれば、本國の命を領し來れる事疑ふ可からず。殊にモリソン唐山の學を學び、按する五車韻瑞の序は、俗文にして意味通じたる者なり、正文なる者あるべきか知らず、亞細亞の人情も解し居る者なれば、極めて其人を撰みたるも又意あるが如し。抑我國外交の嚴なるは、海外諸國の熟知する處にして、其證は諸地誌又鄂羅斯人たるクルウセンの記、奉使日本記事、ゴローキンの記、遭厄日本記事に審なり。然れば、漂人を媒酌とし、交易を乞ふも行はれざるは、固より解して來ることなれば、レサノットの舊轍を不踏こと必定なるべし。然る處、朝議鄂羅斯使節の例に隨ひ、彼國の故を以て、御國政御變遷なきこと、縱令是より事生ずるとも、動く可からざる大道なるべし。但西洋諸國の道とする處、我道とする所、道理に於ては、一有て二無しと云へども、其見る處の大小分異なきにあらず。是能彼を審にする者にあらざれば、盲瞽相象の如く、一尾一脚も象は即ち象なり。若し尾を撫で象を説かば、垂鼻長牙又いづくにあるや。夫西洋各國制度の汚隆、風俗の美劣、人物の賢否、不一と云へども、大抵性質沈忍、按するに地球中人質五種に分つ、ダルダリス、アチアビヤ、モンゴル、カウカス、リニウスと云ふ是を七種に分つても、概するに諸種中、ダルダリ

ス、カウカスを最とす、西洋はカウカス種、我國はダルダリの種に屬す、なるを以て、一國法を以て治め、君あり、師あり。君は子に傳へ、師は賢に傳ふ。故に政教二道に分つ、下にあるも藝術又二學とす。其天賦の氣質に就き、道藝二學に就かしむ。故に志處を不賊して、其の質の當然を勤めざるを責む。故に其の藝術精博にして、政教の羽翼鼓舞を爲事、唐山の及ぶ所に非ざるに似たり。是を以て天地四方を審にして、教を布き國を利す。又唐山の及ぶ所に非ざるべし。今天下五大州中、亞墨利加、烏斯答羅利亞、亞弗利加三州は已に歐羅巴諸國の有となる。亞細亞州と云へども、僅に唐山、我國、百爾西亞の三國のみ。其内西人と通信せざるものは、只我國存するのみ。萬々恐れ多きことなれど、實に杞憂に堪へず。論ずべきは、西人より一視すれば、我國は途上の遺肉の如く、餓虎渴狼の不顧を得んや。若し英吉利斯交販の行はれざることを以て、我に説て云はん。貴國永世の禁堅く改むべからず。我國を始め海外諸國航海の者、或は漂蕩し、或は疾病有る者、地方に來り急を救はんとせんに、貴國海岸嚴備にして航海に害あること、一國の故を以て地球諸國に害あり。全く天地を戴踏して類を害ふ。豈之を人と云ふ可けんや。貴國に於て能く此大道を

解し、我天下に於て望む處の報を聞かんと、申せし時。彼が從來可疑事實を擧げ、通信すべからざる故を論ずるより外あるべからず。斯る瑣屑の論に落ちて窮まる處、彼が貪婪に名目生ずべし。西洋戎狄と云へども、無名の兵を擧ることなければ、實に鄂羅斯、英吉利斯の二國驕横の端となる可し。(ボナバルテ厄入多^{エッパト}を攻るとき二恨を書し、一は地中海航海の害、一は舊年の恨み)鄂羅斯は東漸して、東北西伯利加北亞墨利加の西岸に及び、地の方積三千餘里、地球四分の一を併せ有てり。英吉利斯は西漸して北亞墨利加の東岸より、内地加那拿に至り、亞西亞諸島、谷羅利の一部を略し、地の方積合算するに、二千里に及ぶべし。英吉利斯は知謀ありて海戰に長じ、鄂羅斯は仁政にして陸戰に長ず。其長を挟み私利を求む。是を以て英吉利斯我國に事を生ずるは急鄂に在り。和蘭其間に介まり、僞詐百端終に内地の害を生ずべし。

按するに鄂羅斯禍心を包藏し、我輩に乗せんと欲する者の如し、然れども其實彼が涎を流すものは、我にあらずして唐山にあり、(モール陳情蘭人の話に符合)夫唐山は陸戰に長じ、海戰に拙し。其拙よりして是に乗じ、海よりして其首を苦し

め又陸よりして其背を撲たんと欲す。我國の禍せらるゝは、唐山にありては、舌亡
膾寒の憂なり。英吉利斯能く之れを知り。委曲蜿蜒其牙を磨く。然れば英吉利
斯の我に要むる所、膾の蠅を逐ふが如く、拂へば必又來るべし。嗚呼天下の理勢乘
除相代、物極則缺、盛則衰、古者政教隆盛の地、皆北狄に併せられたり。唐山は固より
論ぜず、佛降生の國、今即ち錫蘭は英吉利斯に據られ、天竺は昔は蒙古兒に併せられ、
今は西洋諸國商館となれり、又回々生誕の亞刺比亞、ヨークン宗の盛なりし厄入多、
英斯生誕の西齊亞、西羅馬と稱せし公斯當知は、皆度爾格に食有せられ、金世界と稱
したる羅馬、雅典變じて驕慢奢惰となれり。古の隆盛恃むに足らず。今の無事亦
忽にすべからず。夫唯其人に在るか。西洋諸國の地を考ふるに、大抵北極出度七
十度に起り、四十五度に終り、其間五十五度以下を多しとす。是を我國に比すれば、
奥蝦夷以下の地にして、人多きに非ず、土地廣きに非ず、耕すも食ふにたらず、織るも
着るに足らず、肉を食ひ皮を被り、勞苦に習、衆を不恐、後來南化北移して、終に英達
君出で、今隆盛に及べり。然れば則土地豐福不可恃、人の衆多も不可喜、唯其勤惰に
在らんか。凡政は據る處に立、禍は安ずる處に生ず。今國家據る處の者は海、安ず

る處の者は外患、一旦恃む可き者恃む可からず、去れば可安者不可安、然るに安頓と
して、徒に大平を唱ふるは固より論なし、三代綏服の制、秦漢禦戎の論を以て、今を論
ずる者も、亦膠柱鼓琴の如し。如何となれば、唐山の地たる、重山復嶺南北を界とし、
渺々たる沙漠其西を圍む。大寇推舉襲來すと雖ども、一方の地のみ。是に加ふる
に世皆忽がせにせざるの地にて、屯田守戰、以逸待勞、尤防ぎ易き者あり。且其徒も
亦慄悍驕橫なり。北狄の利は北塞に居て南侵し易き耳。今我四周渺然の海、天下
萬國據る所の界にして、我にありて世に不備の處多く、彼が來る本より一所に限る
こと能はず。一旦事あるに至ては、全國力齊せんと欲するとも、鞭の長け短ふして、
馬の腹に及ばざるを恐るゝなり。況んや西洋膾腥の徒、四方明かにして、萬國を交
治し、世々擾亂の驕徒、海船火技に長ずるを以て、我短にわたり、方に海運を妨げ、不備
をおびやかし、以逸攻勞、百事反戾して、手を措く所なかるべし。維昔唐山混洋恣肆
の風、轉傳して、高明空虛の學盛なるより、終に光明蔽障せられ、自から井蛙の管見に
落るを不知也。況んや明末典雅風流を尙び、兵戈日に警むと云へども、苟も酣歌鼓
舞して、士氣益、儂薄に陥り、終に國を亡ぼせるが如し。嗚呼今夫れ是を在上の大臣

に責めんと欲すれども、固より執袴子弟、要路の權臣を責めんと欲すれども、賄賂の
倖臣、唯是有心者は、儒臣、儒臣亦望淺ふして、大を措き小を取り、一々皆不痛不癢の世
界と成れり。今夫如此束手して寇を待たんか。

缺舌或問

天保九年和蘭陀甲比丹ニイマン江戸に来る、舉山(年四十六)に就て問
答し其講話を記せしもの。

缺舌或問序

先王強理九土、判別畿荒、此道爲夷狄不可瀆、況西海絕徼之區、其教異端詐僞、其俗市儈
貪鄙、何足傳之風之乎。然而孜孜汲々錄缺舌者、獨何蓋世運風移之會、蒼海變爲桑田、華
夏擾爲戎狄、斯道雖無古今、時勢則今非古、故以古議今者、膠柱鼓琴、何待解釋、或好事論
勢者、亦如舟師爭澳、喧嘩囂如、而不離故處、釣是出於射覆臆釣、徒增紛紜耳、我邦四陲荒
渺、國家據之以爲固、鐵板爲門、然是以內修安靖斯民、永戴堯天、何草野之所窺哉、我如此
書、固非有意於此、彼犀兕之革、可以作鏡、彼斯之革、可以活人、齊諧山海之著、不厭詭奇、非

資以備用者乎。若夫當路重任讀之、有審其俗而知其變防其微、而杜其漸、無以瀆此道者、
余望外之幸也。

缺舌或問

博學多識、聖人尙從事於此矣。一物不知、君子恥之、況天地四方之大哉、然芻蕘荒唐之說、
于寶奇怪之談、言涉浮誇、事屬幽渺、名可聞而實不可知也。唯荷蘭貢使、親歷荒外、的聞的
見、是以而可信矣。故有客話及之者、必取以記之、固非無三傳信虎之誤、亦勝荒唐奇怪之
談。蓋事非一人而聞之一時而問之、而其曰或問者、姑從便也。夫貌髮驚眼之倫、侏離缺舌
之言、雖不足傳之風之、君子不知則已、知之則不滯於物、謂徒好博聞多識也乎哉。

戊戌四月

都 膝子 記

缺舌或問

渡邊華山著

天保戊戌年三月、噶蘭貢使江戸に来る、甲比丹名は、ヨハンネス、ウエルテウイン、
姓は、ニユイマン、書佐名は、ゲルロウヤンデ、姓は、デフリース、醫師某も亦例に依
て従來るべき所、發出前甲比丹の命に背くに付俄に止む、大通辭岩瀬彌十郎、小

通辭森源左衛門

勿能ハ維納
ナリ

一、ニユイマンは紀元千七百九十七年寛政十年噶蘭國都「アムステルダム」に生る、今年四十二歳と云、十六歳の時軍艦計司となり、又都府の勘官となる、後藝學の爲に「ゴロート、ブリタニヤ」即英吉利の國都龍動に留學する事凡五年、拂郎フランス西國都把理斯バレイスに十一年、獨逸國都勿能ウエナに一年計、後又亞細亞諸島に官遊し、蘇門太刺スマタラ及瓜哇に至り、拔太比亞ビヤの甲比丹の職に使はれ、位階「リットル」となれり、尋て「ゼネラル」(奉行)に進べかりしを、固く辭して我朝に來りしとぞ、「ニユイマン」の志は藝學に厚く、仕進に薄し、常に云官に羈され候へば志遂げ難し、歸國の時は天竺より陸行し、物理人情を窮め知らんとせし由、「ニユイマン」の學は「アルゲメーネ」地盤、「アールド」地理、「レイキス」にて、噶蘭を去て二十三年になれり。

一、ニユイマン身の七尺三寸、豊肥牛の如し、紅毛碧眼(或云、和蘭人多くは碧眼なり、偶々碧眼なる者は必他稟なりと云)、面桃紅を暈す、人となり眞率なれども、少し執拗なる由、書を讀み陰を惜む事、客座飲食の爲と肩輿かこ溷廁せつちの中も手書を釋く事なし。三月十五日登城、歸路彦根侯の邸に至り、通辭某に申せしは、大老の賓館を一覽せしかば、其他は推て知へし、明日

の廻勤は樂みなし、願くは旅宿にありて書を看るに如ずと、輿中更に讀書して他を見ずとぞ。

一、人に逢へば江戸の町數、橋數、戶口の多少、御城の狹廣、寺社、邸宅等を問ふ。江戸の廣大無邊なるを以て、誰知る者なければ、學問に深切ならざるとて笑ひたりとぞ。一、ケンブルの著せし日本志を傍に置いて讀こと怠らず、云く、後來日本志の著あまたあれど、此物に及ぶ者なし、今此板亡たれども、終に其聲價を減ぜざるは哲人たる所以なり。

一、途中にて諸侯、諸官の儀制を見て、驚て申けるは、從者の夥しきは世界第一也、西洋諸國に夢見する所に非ず、されど雜冗に堪ずして益あるを知らず、我國軍議の會ならでは、かゝる人は費さる也、ゼネラルは奉行職なれども、從者僅に十二人、皆止むことを得ずして具せるなり、日本制度の意推て計られきと申き。

一、西城炎上の時、火樓に登んとせしかば、諸吏押止て漫に免さず、「ニユイマン」云ふ、我國古來より日本の御恩を蒙り、非常の時は忠勤致すべき身分にて、變事の如何をも存ぜずありては、如何にも易かるべき様やはあるとて、強て乞求れども終に

天保九年三月十日
火災

免さず。

一、炎上僅に二時許なるを以て、甚疑ひ申けるは、拂郎察失火の時、王城の烟火十二日にして止む、一薪火の度を以て計るに、如何にも狹隘の宮殿ならんか。或答云、我邦の人屋皆土木にて、宮殿といへども土木なり、其上に二百年來祝融の災にかゝらず。故に地板下、焰硝の氣多く生ぜしに由るか、西洋金石の結構を以て計るべからずと申せしかば、去るにても有らんかとて黙しぬ。

一、閭閻救火を見て申けるは、火衣の窄袖にして長く手を過る物は救火に便なりとて感じぬ。去れど綿帽は宜しからず、我國にては三角の鐵鉢を用ふ、又水龍の制も精からず、我國にて「ワートル、スポイド」と名付る物數十丈の皮渠ありて水を引こといと容易になん有ける。去るからに井水の淺深は更なり、江河の遠近、山澤の高低と雖ども蜿蜒起伏して達せざることなし。抑其皮製剛柔度を得たるを以て、其上を車馬の往來すとも損壞せる患なし。若人群雜沓水道を妨る事あれば架を設け、高く掲げ、或は屋上を渡しなどして心の儘にせるなり。又水龍の製も一言に盡すべきに非ざれども、大様水槽を腹とし、水口を背とし、一人此背を持

を司り、小引すれば近く低く、滿引すれば遠く高きを射ること大凡五六丈に、及べり、日本の水龍は湧水間斷ありて高射すること能はず、水槽に蓋を覆たらんには水勢の増ことも有なん、又用るにも順風に射らでは益なし、逆風には中々火氣を激し、勢ひ猛に延焼するなり、はた我器は日用の事ならで軍中放火を受けし時、備を旨とせるなりとぞ。

一、江戸の府の火に比しては川少し、日官山路、澁川、足立の三氏及其生徒天文御用を以て質問の事願へりと、ニユイマン申渡されしは、三君は上職にて、生徒一同にては非禮なれば、先づ生徒より先に面會せんと、同月十二日、堀、小關など云へる人々を邀へたり。さるからに町方御勘定、長崎の三奉行の下吏審査として立合せ、由を聞て、檢使は罪人吟味の時ならではあるべき様なし、學藝質問の上は何の御疑のあるべきや、左様の御疑の有べき人々に質問仰付られざるか、宜きなりと、通辭とも様々に賺し諭せども聞入れず、テフリース殊更に申せし由、其日は終に暮たり。其翌堀氏堀専次郎、長崎通辭、今天文ニユイマンに出役せし人の由なりに申けるは、甲比丹申されしは道理は即道理也、されど質問に答られ候に檢使有無によるべき様やはある、斯

ばかりの事にて大政を妨ん事の今更出来べけんや、甲比丹道理に明にして此言を出し候は、必執拗とならでは聞へ不申候。我邦に來り申されんには、我邦の法に隨ひ申さるべきなり、若執拗の聞へあらんには、甲比丹の言理なりとも通らざる事もあるべし、去れば一旦の事にて後々の隙にならんには、必安かるべき様なしと申ければ、ニユイマン黙しぬ。堀の言葉に従ひ、同月十九日皆質問の事畢り候由、旅情を養んとにや質問の事を最喜び、内々酒肴など設けしなりとぞ。

右洋人性情を伺ふ一斑なれば、人々の傳聞を聞たるまゝ記しぬれば、誤りも推量りも打混りて、空語こそ多かるべけれ。

一、或問、地誌の書星ウイス、キユンヂ學へ（今按幾何）ナチュル、キユンヂ地へ（スタート、キユンヂへ）スタート、キユンヂ地誌へ（按するに、ウイスは推歩學即ち天を専主トス、ナチュルは自然の物理にして）三科の（地誌に取ては地を主專トス、スタートは人情風俗政治沿革等を主專トス）内（三科の内）に近來大成の書何と申物あるや、將著者の姓名、本國、何年の印行貴國にて翻譯鏤刻等ある物承度候。

答曰、ナチュール、レイケ及アルゲメーネ、アールド、キユンヂ六卷、拂郎察國人、ソンムル所著、千八百三十二年の刻なり、未だ我國の翻譯の事を聞ず、又我、アムステル

ダム、アカデミー（大學）の、ホーグ、レラール（學頭）、スコートルといふ者、ウイスキユンヂ（測量）に長じ、一地球を航海し、實測せる地理書あり、皆羅旬語、拂郎察語なり、我國の學者達人は、獨逸、拂郎察語の原本にて讀得、本國の譯書を待ず、我國本を得て學ぶ者は、三四年も發明後れ可申候。

一、或問、歐羅巴の内、貴國の外何と申國兵力強盛に候哉。

答曰、生質勇敢、戰鬪精練なるは、都兒格（都兒格國第一なるべし）、されど奇變百出なるを以て、亦奇敗有之候。是に當り候者、唯俄羅斯（俄羅斯なるべし）、氣質沈深、思慮遠大にして、漫りに兵を動さず、若動ことあれば、終に必勝の利を保ち候、さるからに、今大貌（イギリス）、利太泥亞は、竊に俄羅斯を學申候。

一、或問、拂郎察、是斑呀（意太利亞）、都兒格、蘇齊亞（俄羅斯）の諸國著書亦多かるべし、さるを貴國にて翻譯の書なきは如何にや。

答曰、學問藝術の盛なるは、獨逸國、次に拂郎察にて、餘國に比すべき者なし、唯大貌利太泥亞は、機巧盛に行れ、西洋諸國工匠踵を接ぎ、其都龍動に輻集するが故、他國は機巧に事を缺く計に候。其國一奇機を製造すれば、大利を得る故に、斯る風俗

となれり。近年、ドイツルス、コロツク（水中の物を捕り得る奇器にて、申世創始する物なり。渡りし奇器也、其始官より仰付られしにより、アムステルダムの人、ロンドンに十年計り罷越して習熟し來りしに、無用の長物たるを以て器は止まり、其人は御歸しになりし由なり）爾後、スチーム（蒸氣機）マシーネ（機）と呼ぶ奇器を創始せり。此は火を以て遣る車にして最妙なる物なり。我國にても此製に倣ひて自行火船を工夫せり。成れる事は未聞申さず候。其船は風力を借らずして起るからに水程を計り、更にあやまることなきを以て、飛脚火船に用へき物也。是を呼て「ヒユル（火）マシーネ（機）」と申候。荷物は積かね候。已に「ストーム、マシーネ」と申書有之候。是には其製造委しく記申候。

一、或問、新奇の器を製造するには一世にはならず、二世三世も経てなれるありと聞へ候。皆官府の人にて候や、左なくは生活に事缺きて、かやらの者有ても志は遂申まじく候はん、如何。

答曰、我國に限らず西洋諸國の風は「ゴット、レイケ（佛）」道（教）メンセン、レイキ（學）「コンスト（術）」（工考）皆學校有之、日新の功を積候事に候。有道の者は帝王の經濟、勳功の者は補佐の職に登り、物學精博の者は藝學校の學頭に進み、工術精絶なるは利祿を得るなり。人生れ五六歳「アトシカッペイ（州學即ち）」に入、此より其人の天賦を品し、

其志を定め、多方駢拇に至らしめず、分年學程に従ひ、發明の事あれば其説を記し、學院へ出し、諸學士の論定を得、政廳へ進め、政廳又衆議して帝王の許可を蒙る。夫よりしては學資皆官府より出で、其物は成る迄は二三年を経るとも遅速を責る事なし。或は其私する者は商家の求めに應じ、其價を定、創始せるなり、左なくは物を開き務をなすこと能はず。是皆養才の政にして、國人に皆嚮ふ所を知らしむるによりて獨學偏見の者なし。大學校の論定を経て印行し、又創造して一地球中に及ぶ故を以て他國の如く、獨尊外卑、自ら耳目を閉て、井蛙管見の弊風なく。學者の規模廣大にして能容れ、能辨し、其不知者は缺如す、爰を以て實學盛に行れ、向學の者日々に多く、日烘雨淋、天の物を生ずる如くなれば志ありては、生活に事缺など、申義無之候。

一、或問、波爾杜瓦爾（ガール）は是班牙（イスパニヤ）に包れたる小國なれば、伯西兒（ブラッセル）を恃み獨立せるや。

答曰、然り。

一、或問、獨逸都國同盟三十八國は從來臣屬の國なるや、此國の事は元來意大利亞（イタリア）の「カアレル」帝移り都せし國なれば、意大利亞も今は屬國にや。

答曰、獨逸同盟三十八國亞細亞諸國の政度にては押計られず候はん、從來臣屬の如き物に候。亞弗利加の「ク」の如き、生死與奪の權を專にし、一國を私する如きにはあらず、意大利亞國は獨逸都の屬國には無之候。

一、或問、大貌利太尼亞の國勢俄羅斯に比ふれば何れか強勢に候や、今時兩國の間角立不和の事ありや。

答曰、土地の廣大、國勢の強勢なること俄羅斯に比ふべき者更に無之候、且大貌利尼亞と不和の事聞傳へず。

一、或問、第那瑪爾加は獨逸盟會に入たる國にや。

答曰、盟會の國ならず。

一、或問、字漏生は從來自立の國にや、又勃奈拔爾擾亂の後同盟に成候哉。

答曰、ボナバル大亂以前より獨逸盟會の國に候。

一、或問、波羅尼亞國千八百五十五年俄羅斯より官司を置き治め來りしに(シボ王國)近來高官の者一揆を企て、俄羅斯に對し合戰に及しに、終に俄羅斯勝利を得たる由、其後如何に相成しや。

答曰、今は俄羅斯の下王移都し總統せり、俄羅斯の帝名はニコラース。

一、或問、ブラハンドは貴國の附屬なりしに、近來拂郎察、大貌利尼太亞の二國隠扶して貴國と戰に及びしに、俄羅斯は貴國に助兵をし、終に角立して和せざる由、今時如何になりたるや。

答曰、ブラハンドは昔より自立し難き國にて、一旦は是班呀にも屬し、又窩々矢旬禮幾(獨逸國都)又拂郎察にも屬し候。近來千八百十五年以來我國に屬し、千八百三十年荷蘭ヤラマ(不審)に入んと企候間此確執起しなり。千八百三十三年今より五年前、全く拂郎察の内に入り獨立と成たり。

一、或問、俄羅斯國近來益々廣大の國に成る由、去ども赤道以南の地方には領地傳聞致さず、何の故有て貴國、大貌利太尼亞、是班呀、拂郎察の如く隔遠の地を望ざる。

答曰、諸厄利亞人は得むことを務め、魯西亞人は失はざらむことを欲す。夫絶海隔遠の地はその小弱を脅す時は甚得易しと雖、亦失ひ易し。故に魯西亞人はこれを欲せず、たゞ數百年の力を以て徳を積み、威を示し、一たびその掌握に歸する時はこれを再失ふ事なきを欲す。故に陸地つゞきに蠶食せんことをその隠計

として支那領の滿洲及蝦夷諸島を謀る者なりといへるはさも有るべし。されどこれらの事情は容易に外國人に知らせし事ならねば、暗推ならむも知りかたけれども、其情状を見る時は、亦その言理あるに似たり。彼が隔遠の地を欲せざるはこれらの故か、又遼遠の地は割據蠶食の患多くして、却て本國の患を致易き爲に、貪婪を慎しみ候故か、何れ其實否は分り不申候。

一、或問、バネル機爾機里亞の内、アルギアルギユルスチユニス、バルカバルカ等は都爾格トルコに屬したりや。
答曰、トルコトルコに屬せず、皆海賊を以て業とせる國なれど、近來國々より嚴しく之を制したれば、古來の如くにはあらねど、今何れへ屬し候と申儀無之候。

一、或問、北亞米利加は廣大無邊の地にして、其内尤廣き領地は是班呀イヌビヤの、メキシコメキシコ府統轄の地なり。大貌利太尼亞領は僅々其東北の地新、ブリユンブリユンスウエキ及、カナカナダより、メキシコメキシコ海邊を合するのみなるに、是を總稱して、ブリツチセブリツチセ、ブリタニブリタニ一と申すは可也には候へども、一に此を北亞墨利加と稱し候事傲慢の至りには非すや。

答曰、今時唯、ノールドノールド、アメリカアメリカと稱すれば、大貌利太尼亞の亞墨利加領と申事に

「エーシ」
「ニ」
「エト」
「に作る。」

成來り候。

一、或問、アウスタラアウスタラリーの内新、ホルランドホルランドの地中新、ソイドワソイドワレスの諸地大抵大貌利太尼亞の領と成たる由、其外、ガルペンタガルペンタリヤ、ジーマジーマンス、キユストキユスト、デウイデウイツテラント、エーシエーシダラクツラント等の地も亦大貌利太尼亞に入るや。アウスタアウスタタリ、地志地志家近來、巨巨れを五世界の一に定む、其地北極出地三十度より南極出地五十度に亘る、又東西經度百二十度より百五十度に及ぶ、海島を合して之を移す。
答曰、新荷蘭は一の大洲の如く、縦横凡十六萬二千里方、按するに按するにこの里程は獨逸の富坪にして、歐羅巴歐羅巴に比すべし。よりにて數百年の力を積にあらざれば、開闢すること能はずして、一國の力を以て統一することを得んや。大、ブリタブリタニヤ、罪人罪人を移し民を植て、漸く一邊の地を開けり、我國にも亦罪人を送りたり。

一、或問、全地球を航海するに諸國、峽海峽海を通行すべし。其海門ヲヲを經過するには、其本國の印鑑なくては、猥りに通さるや。
答曰、文引文引等用ひず、其航海の故由を記し、其官署に達するのみ。近頃我、ヘツスルヘツスルといふもの自然窮理學、吟味吟味の爲に、一地球を航海せしかど、何の差支もなし。唯俄羅斯領内の一處、按するに按するにべする海門あり、是は、ペーテルペーテル都の名都の名、文引文引なけ

一に帝都の
都字なし。

答曰、日本[○]の土地[○]と氣候[○]とを見るに、支那[○]我國[○]などの交易[○]を待[○]ずして用[○]足[○]るべき[○]國[○]と思[○]はる、必[○]竟[○]物[○]産[○]の學[○]に疎[○]き故[○]、斯[○]る不[○]自由[○]を好[○]む也[○]。御世[○]話[○]有[○]んには諸物[○]舉[○]て用[○]べからざらん。

一、或問、江戸城并營中は如何。

答曰、御城も營中も壯大は壯大也、ケイヅルの御居所なるべし。然れども御城の敷石又石砌又御玄關も兪末也。大廣間の金壁繪畫は實に見事なる事にて、此殿は我國にて千疊敷など申傳ふれば、聞しに空さる廣大なる御事也。

一、或問、老若の御邸宅は如何。

答曰、大抵大同小異、一所御庭の氣色よき所有り、一所歩障に金箋墨山水あり、見事なりき、何様にや。

一、或問、醫學の致し方は如何様に致し候や

答曰、醫學は人の性命に關る事故容易ならず候。先その家業并に他の貴賤の者に因らず、醫を學び度と云ふ者あれば、その父より官府へ届け候へば、呼びいだし、問ひ試みて、その器に當るべく見へ候得ば、入學の糧を賜はり、先づ解剖學に三年

間從事致させ候。これも醫學を心がけ候童子は在宅の間に解剖の圖書を熟覽致し候も有之候て、學習速に成り候ば、其旨學校より官家へ考課を出し候ば、期月を待たずして昇進致し候、それより製藥局へ出仕いたし候、これも三年に滿ちず候ともその功課全[○]く候ば、獄中醫者の手傳になり申候。是は最早[○]よ程の昇進に候、罪人はその一人を誤ちても事不[○]實明[○]になり、勸懲する所を失ひ、關係する所大なれば、平人よりも別に心を用てその處置を爲す、右の醫生この功課畢りぬれば、病院の醫と爲る、これより次第に出身して軍中、船中醫、侍醫にも昇り、學校の先生となる。故に先生と云は其數至て少し、大國にても二人か三人に過ぎず、大かたは病院の醫に至れば甚だ昇進にて、郷學校の醫師にも容易にならるゝとにあらざ、又一國の學校の先生となりて他方に遊學し、獨逸、諸厄利亞、拂郎察の學校に於て敵手無き時は初めて之を大先生と云。先生といふ者の月俸日本金貨を以て大率千金に當る、大先生はその聲價に因て差等あり、皆その學業を研窮すると、生徒を教育すると、物を聚め、或は書を刻する等の用に供す。又醫家并に學者の發明あればこれを學校に呈し、學校に於て歷試の上、その言驗あればその人をして

その事を掌らしめ、その事を書に著し、王家よりこれを他方に頒出し、その全書の價中幾分の金をその人に給す。他方の得る者また速に是を試験し、新發明を附して速に刊布す、故に歐羅巴洲中何等の事に因らず、一の發明あれば速に一州の總法となる。故に士人皆一の發明あらむ事を望む、例せば芋蠟の脇の黒點を十八年の星霜を積て漸に考へ得し類也。これ皆其一發明本草書中にその書部數に因りてその分の祿を分ち給はり、且子孫永世の業となるを以ての故に御座候

一、或問、貴國にも町醫有之や。

答曰、町醫あり、さなくては救急の間に合不申、されと恣に居住はならず、凡町中療用の者醫學院の吟味^{ウシラヒシメル}を得ざれば療病はならず候。是は人命を誤り天然に背く爲に一町何人と申定めある事にて、牢醫は猶更人を選び申候。

一、或問、牢獄に醫を選び候と申は。

答曰、獄囚は天下公道の場處なれば、醫を選まざれば罪人非命に死し候故、益相選み候。獄中は清氣往來少き故、室氣に觸れ、人體を誤り候を以て、月六ヶ日吏員附添ひ候て獄囚を歩行致させ、飲食を始め總て養生を旨とし、四ヶ所の役所にて審

問して帝王へ申上、決斷は、ケルキレーキ僧官の邪正を亂す役、備官の如きものなり。の司る所にして、都

て天道に背かぬ様に相謹候へば、まして草醫の誤療を恐れ斯く選ぶ事也。

一、或問、解體は死罪の者を用るや。

答曰、病死をも用申候、解剖學院にて月六ヶ日解體せる也、貴國は如何。

一、或問、我邦にては年一兩度もあるべし、解體朝より夕に及ぶ、貴國も又然るや。

答曰、我邦にては大抵十日又十一二日も掛り候、精細にするには眼精計りも十日計りかゝるべし、多くは全體を蒸して用ふ、貴國の一日にせるは如何ぞや。

一、或問、その始めて従事する解剖はいかやう手數かゝり候事に候や、定めて何方より刀を用ひ何處に終ると言ふこと可有之哉、我邦の如きは、大率朝より始まり夕に及ぶ、貴國も亦然るや。

答曰、室中に人の全骨一部を置、神經、動靜血脈等各大人の如き者數幅を懸け、身中の一部づゝを夫々合せて、法の如く次第に解剖致候間、大抵十日許。

一、或問、コンスビユルク名醫は如何なる人にや。

答曰、能存不申候。近來「ビスコッフ」名醫と云あり、來年は瓜哇へ參申候、今時獨逸

の醫人「ハーネマン」と言者西洋第一也其療法病に激する事なく、一に「ナチュール」に従ひ、譬は火を救ふに火を以てし、水を救ふに水を以てするが如し。古來の法を一變せり、年八十八歳に至り、嗚々斯旬禮幾の免許を受、専ら其説を廣むるに諸國の名哲みな信從せざるはなし。此を以て拂郎察、大貌利太尼亞及び我國の醫人と會議して終に「ハーネマン」が法に改む、勢ひ歐羅巴全洲に及びければ、終には全地球中一變すべし、かゝる名醫古來稀なる事に候。

一、或問、「ハーネマン」の療法、水を以て水を濟ひ、火を以て火を濟ふとは、いかやうの義に候や。

答曰、これは大醫にも容易に會得なりかたき事にて、最初は所々に爭論有之候へども、追々其效驗の多きに信服し、今は大率其發明に従ひ申候。其仔細は從來の療法はたゞ病を敵國の様に心得候て、兵を以てこれを防ぎ、または病を火の如くに心得候て、水を以てこれを消し候様にのみ苦心致し候へども、病は人身の生活の變にて、人身の外に病のあるには無之候間、それを人身より全く取はづし候事は出來難き勢なるを以て、その變の出處に注目し、まづ人身自然良能が何故その

變を生じ候や、その人の天稟若は居處攝養宜からざるに因りて生じ候や、又はその變を生じ候や、又はその變を生じ候故に、身内一部に多少の災を免かれ候儀も有之哉、又は自然良能力乏しくして、その變を防ぐ事あたはざるに因り候歟を相考へ、其自然良能の所欲を主とする所の方法とし、なほ天地より將來する許多の病因を藥若は他の方法によりて調護し、又自然に因りてかはる所の命終の基となるへき所を避けしめ候事にて、とりつゝまみ候へば、たゞ腦神經を強壯にする治法に御座候。

一、或問、近來發明の憐と申候は如何様の奇能有之候物に候哉。

此一條淨寫別にあり、日本志の草稿と共に一冊になり居たり。

一、或問、「マグネチユス」と云者追々發明ありや、今時療養にもせるよし、如何。

答曰、「マグネチユス」元來法家に用候具にて、神奇不思議なる器にして人を誤る事多きを以て、諸國濫用を禁申候。今を去る事三十年前大貌利太尼亞醫人「メスマリス」名と呼ぶ者、療養の爲に一奇機を製造し、國王の免許を得て、病人に施し、多く癢を起したるを以て、今は往々此を専門に療治する者あり、此器を名けて「メスマ

リチエス」と申候。されど其器偏好ありて大醫は更に用る事なけれども、凡庸人は其怪を愛し療を乞者多くあり。

一、或問、貴國にも英出の者有之や。

答曰、ベルグステイン」と申者有之候。我奄斯的爾草の酒肆の小厮なりしが、生質不凡なるを以て、學師某切に乞求めて教育せしに、天文地理の學に上達致し、希代の碩學者とはなれり。今年二十二歳、アカデミー大學の學頭第一の官位を受け、門弟皆八百人に及べり、近年、ネットン古の天文千七百年前の人、ランデン千八百五十年の文學者の創始せる窮天鏡に自家の發明を加へ一奇鏡を作り、月を窺たりしに、山海は更也數萬點の動物あるを見出せり。よりに我地球と同體なること益定論せり。此人日本志著述にも相掛り居れども、兎角戸數人別異同多く、甚心を苦め居れり、其外許多著作もあれば、此人の名題ある者は必求め御覽可被成候。

一、或問、月中の動物とはいかやうの物に候や。

答曰、これは「ベルグステイン」が大發明の奇鏡を以て月中を見候に、山谷原野皆歴々とわかり候中に、少々の異同は年々に有之、その平地らしき所追々縦横のすぢになり候處多く有之候。その中に一處橋の如きもの有之所を多人數往來致し候。人物はたけ低く、形猿の如く、手足には毛はへ候様に見え申候。又都府らしき所も有之候。

一、或問、諸厄利亞の「モリソン」はいかやうの人に候や。

答曰、「モリソン」は龍動の人にして、生得大志有之、奇功を建てん事を心がけ候て、兄弟共に廣東に至り、濠境に十六年間留學し、支那文に通じ、五車韻府を著はし、其外周易、書經、通鑑綱目、東華錄、西域碑文を翻譯し、支那志、日本志、蝦夷志をも著作仕候、但この三志未成らざるよしに候。

缺舌或問終

西洋事情御答書

(江川家藏)

天保九年(華山年四十六)江川太郎左衛英龍の問に答へしもの

西洋事情之儀、蒙御尋奉、畏候。不案内のことには候へども、想像仕候丈を申上候。

一に八百人
千の下に三
りの二字あ

千七百年
前の人
なるべし
此七字は
「ネットン」
の註に入る
べきものな
らん。

大凡人の安ずる所其知ると不知とに係り、井蛙管見固より論ずるに足らず候。又高明尙古の者は蟹眼の天に向ひ、燈臺の本暗きが如く、究竟するに盲目の蛇を惶れず、聾者の雷を避ざるに歸し可申、又鳥人の賊を患へず、田舎人の火を麓末に仕るも亦懲ざるにて候べし。風腥して虎の在るを知り、雉啼て震の來るを知る。西洋諸蕃の事情を知るは、誠に今日の急務と奉存候。大凡の所一打に認め候へども、委細の事は筆紙に難盡候。

一、西洋諸蕃の儀、一地球に拘り候間、只歐羅巴計にては難申盡候に付、大凡を可申。
 一地球の中、赤道の南緯下の諸地は恐るゝに足らず候。唯北緯中三帶、一は熱帶、一は正帶、一は寒帶、此帶下の諸國氣候地味一ならず、山海により、沙漠により、氣候も違ひ、人物の多寡も違ひ、又其國の政度にて氣候迄もずつと違ひ、其上英出の者忽生出致し候得ば、又天地の化育も變じ、又政度より傑出の者を醸し出し、誠に千變萬化、一概に論じ難く候へども、必竟する所は、南地の者文華有之、北地の者は武術有之、回線規下の者は優游し、寒帶規下の者は困勉致し、中庸の所謂南方の強、北方の強の如く御座候。先は天地四方を辨じ候へば、其事情大抵は相分り可申候。

一、地球中大別致し、五大洲と申せども、其實歐羅巴、亞細亞一洲、亞弗利加一洲、亞米利加一洲、三大洲にて、亞烏斯答邏利は其間の島地にて御座候。此三大洲の中、亞細亞、歐羅巴の一洲中央に住し、人物政度尤生靈の長に御座候。人道は亞細亞南方に群出し、洋人のヨーロッパの地、ヘイデンの地、インドの地、キリストの地、皆亞細亞二三十度以南の地に興り、唯孔子計りは卅五度以南の地に興り、大古の世は徳を推て君と相成候へ共、數世を経て武術の世と相成候事、我朝唐山に相變る事無之候。其比は歐羅巴諸洲の食肉衣皮の徒は、蝦夷の如き蠢愚の民にて御座候。然るにヨーロッパの諸國、キリストの宗、追々北漸致し、東遷摩とて皆歐羅巴諸國の君柄を執り、人道最嚴盛に御座候。以後又ギリシヤの世と相成、且其千數年後、今の各國瓜分の世と相成、何の事も無之、三代より春秋の世の如く御座候。然るに歐羅巴よりも領北なる韃靼の諸地は、亞細亞、歐羅巴の中央にありて、人物も亦早く隆生致し、又早く移り候へ共、深山幽澤の地にて、水草を逐て移る民俗故、壯勇他邦に勝れ、東部の民は唐山を併せ、西部の民はアラビヤ、ナトリヤ、歐羅巴、ギリシヤを併せ、ニラフール、大莫兒、と稱す。即ち元の子孫より申傳り、即モンゴルは蒙古

にて御座候。右の通北狄強民の世と相成候處、近來又北狄なる魯西亞國は尤傑出の國にて、ペーテルと申英主忽然相起り、一代の内、西は蘇西齊亞の一部、東は我邦の蝦夷界、其里數大凡七千里一舉に併吞仕、世界第一の大國と相成り、伯德爾の世より今世迄二百年に不足所、政教文物最盛に御座候。年々右之通の次第に付、歐羅巴諸洲は八面敵と仕候間、中々唐山の如き疎大の治方にては一日も支兼候故、其政度、風俗、唯憂勤謹慎仕候、熟々と相考候へば、實に天地古今の一變に御座候。然れども物極れば衰へ、衰極まれば興る。天道自然、斡旋致し、文化年間、拂郎察國と獨逸國と親固の國に候へ共、虚に乘じ、獨逸國と戰爭相成候處、ボナバルテと申者鄙賤より拂郎察國王と相成り、殊に獨逸、意大利亞、和蘭、ポーレンの諸國を打從へ、勢に乗じ、一世界を併吞仕度大志を發し、西洋諸國を打平げ候上にて、亞細亞迄も兵を加へんと仕候所、魯西亞と一戰に打負、終に今の靜謐と相成候。此より盟約益重く相成候上、猶更英主を慕ひ候風俗相見候。

一、右の通政教盛なりし亞刺比亞、キリスト降誕の地なりしナトリヤ、古政教盛なりし厄入多の三國は度爾格に併せられ、佛道盛なりし印度は、今英吉利、拂朗西、波爾

度瓦爾、和蘭等の地と相成り、大莫臥兒は唐山界の方の小國と相成、孔子生國の唐山は滿洲に併せられ、一世界中、古へ政教盛なりしは、一國も不殘夷狄の地と相成、古今文武の變も亦見るに足候事にて候。西洋政教盛なることは、教主は天子と位を同くし、生殺の權皆教主に有之候事、一人一身の行狀可否皆教主の任に御座候。依之天子といへども天子たる所爲を失ひ候ば、教主より相正し、其命に背候事不_二相成_一様に仕候由、國王は政事の主なる故、與奪の權を取、盟約を相守申候事にて、申さば天子と申役人の如くに御座候。身を治め人を治るを第一の任と仕候故、開才造士を專と仕、學校の盛なる事、我國唐山の及ぶ所に無_二御座_一候。教學、政學、醫學、物學を四學と稱し、其餘は藝術と申候。學校術學の外、女學院、貧子院、病院、すべて造士の道、恐らくは唐山に相勝り申候。和蘭小國といへども、窮理一學校に三千八百人有之候、之にて推計候へば、教學、政學などは猶更の事と存候。其諸國の内尤盛なるは獨逸、拂郎察の二國、これに次く者は英吉利にて御座候。藝術に長じ候は英吉利第一の由。

一、右の通造士の道盛にて、僅に和蘭の書に散見仕候もの、誠に大凡を擧げ認候。其

中教書の類は御制禁故更に無之候。唯物理學の書のみ相渡し候、其物理の精明確實なる事は申迄も無之、其上大かた教、政、醫を補ひ候事にて、第一天文、地理、物産等以下諸術の元を開き、術藝も亦上の四學を補ひ申候。如此互に相資け、年々歳々に造士の道盛に相成候。唐土などの文弊は更にこれなく候。

一、右の通學術實踐を以て天地四方を審に致し、人を育し、國を廣め候間、今は地球中一も歐羅巴諸國の有にて無きは無御座候。五大洲の中、亞細亞の外四洲大抵は西洋人の領地に相成候。其亞細亞の内とても、唐山は魯西亞とキヤクタ地方にて交販致し候上に、北京の學校へ兩人づゝ留學に參り居候。此義は洋書のみならず、似指伊犁總統事務略三朝實錄にも、新斗總斗統經略油炭を賜り候事相見へ候。清會典にも有之かと存候。夫は順治よりの事かと覺候、廣東澳門にはホルトガルの船八艘、アメリカ船三十艘、英吉利八十艘交販有之、澳門にては二萬兩を出し地を借し申候。尤ホルトガルの貴官の者總統致し候由、地理志に相見、經世文編にも汎然と申及候論相見へ候。其外百爾西亞、亞刺比亞等尤盛、其餘印度即蘇麻答刺、マロコ、榜葛刺、暹羅、古城、呂宋、渤泥、新和蘭、咬喝吧、食力別斯、千百の地、日本海邊のマリアネ、ヒリ

ビスの諸島、西洋人の領地に無之は無之候。唯其國を古來より不失ものは百爾西亞と我國のみに御座候。存出し候得ば、誠に心細き事に御座候。然るに不知者は井蛙も安し、鰻も一枝を頼候心持に御座候。

一、知れば則牖戸を綱繆せざるべからず。凡我國に涎を流し候は、魯西亞、英吉利の二國の内、魯西亞は唐山に心ある事、モール陳情表、其外洋人の話往々有之、我國は唐山の心腹にて唇亡び齒寒き事、英吉利深く存候事故、魯西亞の我に事あるは英吉利の急に御座候。英吉利の急は魯西亞の急に御座候。唯我に周旋致し候者、和蘭人にて、後來の勢豫て申上兼候。

一、然る上は古來唐山禦戎の論、我邦神風も頼べからざれば、先敵情を審に付るより先なるは無之候。英吉利の大凡別帳の趣、魯西亞の大凡は譯書も多く有之候へば、別に不申上候。右の外魯西亞と英吉利と區畫の違ひ候は、魯西亞は仁義を專と致し、地續きの國を廣め、段々に相掛り、兎角極寒不毛の地を相望、次第に南に移ることを專と致候。英吉利は智略を專とし、航海を頼み、海外諸地を略し、兎角魯西亞の先を潛り候様の振舞多く御座候。二國共土地を拓き候事、拔群に候て、已

に北亞墨利加フルエーニクテスターテなどは方積十一萬二千百四十六マイル、大凡今の唐山西域を一所に仕候程の大國にて、大凡二百年來心掛、民を移候。尤拂郎察、和蘭なども同相開候へ共、七分は英吉利に御座候。寛政の頃より尤盛にして、僅に五十年の間に天下第一の富國と仕候程の手際、又此新和蘭を開拓し、新ワルレスと申我國より二倍程の場所を先政度を相立候、押付全島に及候へば、歐羅巴洲程の大洲に相成候。右之通土地を開拓仕候事は尤妙を得、各人の國を奪ひ候事尤妙に御座候。已に印度と申は釋迦降誕の國にて、古來より政度文物盛なる所、莫臥兒領と相成候へとも、固蒙古人の事故、船の事に暗く、海防不行届候間、始は地を借、交販致候へ共、終にイギリスに十の五分を失ひ、フランス、ホルトガ、ルに十の二分を失ひ候。且又年數を考へ候へば、文化中ボナバルテの變より、増々強大に相成候。其他アメリカのカナダ諸地、アフリカ諸地、筆紙に難盡候。右の通天地を一視致し、表に同仁の惠恩を稱し、漫に兵力を不加、夷狄抔と輕じ候事は誠に盲人の相象にて御座候。

一、凡右事變に従ひ政を立候儀は、古今の通義に御座候。天地古今變ぜざれば不止、

太古の世は日本僅に大八洲に限り、奥州は未開候處、追々地方を辨へ、熊襲征伐の後、皇后自ら新羅を征し、其後越の津輕の地、陸奥地、次第に相開き、終に後世松前蝦夷に及、皆大抵事生じ、憂勤の所及、威力共に舉り、終に大闇の征戰と相成候。中葉耶蘇の邪教に懲り、規模狭小と相成唯一國を治る意なる故、終に海外の侮を受候にて、已後の變如何を不存候。是は如何にと云に昔一室を治候者、志僅に鐘釜妻妾に有之、偶大盜至れば門を堅め、牆を高ふして内妻妾に驕る、大盜壓來候共、門牆は越ざれども、一村焼打候て、終に延焼に及候、所謂莊子の譬の如く御座候。抑西洋の可恐は雷を聞て耳を塞ぎ、電を忌で目を塞ぎ候事を第一の惡と仕候。唯萬物計窮理仕候には無之、萬事議論皆理を窮るを専務と仕候。日本地誌の名を承候分左の通、ヤンホイクニス、リンスコーテン、モンタニユス船來、トインベルグメ、イラン風土記船來、其他シーボルト人種考、同產物考等はもはや開板と相成候。此節、ベルグステイン船來なるもの日本志に相掛り、其内草稿最早相濟申候。其他紀行類舉て難數御座候。

一、シーボルトは日本より歸國後、自然窮理學頭と相成、直に魯西亞に參り一旦和蘭

へ歸候へ共、日本功者の由にて、魯西亞の學頭に被_レ乞_レ、近き内に引移候よし。

一、兵の義は陸軍海軍と相分り、英吉利は別帳の趣、大抵人別五十分の一、或は百分の一にて、フランスのナポレヲンの時、陸軍六十五萬人、リテシケーペン名船の七十四、フレガツテン上同六十、コルペテン上同廿九、ブリツキシケーペン上同廿二、コルベツテ、ブリツキシケーペン、フリコイトシケーペン合二十六、ガハルレン常に軍粧致し、兵二萬五千九十人、大煩二千八百七十座を備、海岸を相固申候。其餘の艦は空船に致し、急に備る様に致置候由、右之通武士の番は皆武粧にて、非常の備御奉公のみにて、常に事を兼勤ると申事無之、江戸の火消役の如くに御座候。依之政所、教堂、學校等に夥敷人數入候事故、國王出行の供立は至て手輕にて、已に五六年以前謀反人有之時、天子の供は僅に二十五人にて候。魯西亞にても其通と、相見え、環海異聞に執政の供僅に五六人の由記し有之、蘭人申候。ゼネラールは本土を離れ候地故、供多數連候とて僅に十五人にて候よし、右之通質素に仕候は、皆人才を育し、學問を專に、實用專一に仕候故の事と相聞候。英吉利、魯西亞なども右に准し候事と被_レ存候へば、中々十年二十年事無之共、永世の策無之候ては、亞細亞諸

國は一日も安じ不申候。

一、ニーマンと申近來參候甲比丹咄にては、英吉利海禦の嚴なる事、世界中の敵を一時に受候ても、逆も攻る事不能由推察に御座候。是皆軍船の備有之を申にて候。

一、ニーマンの逗留中、オルフと申蘭人の申候は、イギリス日本地方の島々を取候間、御用心可被_レ成、何れにも火術鍛練ならざれば防ぎは出來不申候。金二百兩づ、年々被_レ下候は、火術に功者なるものを選び、五六年も留越御教示申度と申けるよし。

一、西洋諸國無名の軍は興し不申候間、何れにも名を正する事を始と致し候。ボナバルテ厄入多を征し候時も、渡海の妨と、舊年の恨と、不義の事と數件の譯を申立致し候。

一、西洋諸國は全地球中の權を持し候。已に和蘭をボナバルテ奪取候時、世界中の和蘭交易を留、和蘭の船旗を奪ひ申候。其比ドゥフと申甲比丹、長崎に勤番中の事にて、瓜哇コンバクニ一の旗を出島へ隠し置候由、洋書には唯日本交易の旗のみは差許すと相見候得共、多くは崎陽へ隠候故、難取揚事も有之と被_レ存候。其比

は異體の蘭人も參候由、崎人の咄にて候。
 一、右の通權地球に及候洋人は、實に大敵と申も餘り有之候事にて、何卒此上は御政廳の御規模の廣大を祈る所也。

和蘭陀風說書

國家老へ警告せし書簡

(三州野田村河邊國作氏藏)

一、イキリス國に於て日本漂流人東海上に於て相救候に付、長崎表へ本國使節を以相送候旨、此節評議有之よし。右船は商船にて人數何程有之、依之御用心可被遊候。

右之通申上り候。右イキリス國之義、日本交易を乞ひ候事は、必定に御座候得共、日本にて交易を御斷に相成候事も必定之段は、彼國に於ても兼々承知に御座候。然るに物入をかけ參り候事、一通にては相濟不申。ロシア一件も委細に心得參り候事、其上此方にて御斷に相成候時は、其段は承知致、扱又貴國に於て我商船漂流之時

サツマ室島之一件、其外海岸にて兵器を備、我船の難義を救不被申、同く天を戴き、同敷地を踏、同じ人間にて、一國の故を以て天下の害を被成候節、天下の爲に無據兵器を相用可申候。此御答承り申度と申候時如何御答有之哉、甚大變に及び可申候。
 一、當時朝廷にては、一向に物の數とも被致不申、ますます西の方銀の橋など出來、又此間狐を殺し候もの有之、其もの楓山の鎮火狐を殺候故を以牢舍也。其夜狐を中山へ十七人の人數に御送葬有之、又西の棟上の餅を焼て喰ひたる女、即日御暇などにて、海外の事一向に耳にも入不申候。右風説もひしかくしにて御座候。

一、中に一役人申候、かくの如き事あらば、和蘭取扱被仰付候様良策を奉りたり。
 一、右イキリスに事生し候時は、急はリュス國に有之候。
 右之通の世の中故、田原は武を講し徳を敷き、天地の間に獨立致、掌大の地を百世に存し候様、御工夫第一也、何でも徳に無之ては危し。

一、岡崎候持出し十萬石の願ひあり。津輕徳山の例然るに極貧にて勤り不申處、榊原の隱居御すいけうものにて、井伊本多酒井榊原四天王の家なれば、いかにも氣の毒也、左様候は、一萬俵つゝ年々助力可致、依之、讃岐にて貳萬俵、井伊にて一萬俵と、内々相談

きまり申候。依之岡崎侯權門必死也。岡崎も岡崎、右三家も三家とても永續のはなしには無之候。かくの如き大馬鹿大名ばかり有之、さてくこまり入候もの也。家來も家來也。

右之通に風説申上候上へも、御心得のため早々極秘に被仰上、春山へも御話可被下候。則此書付にて宜敷御座候不具。

田原御三人様 極内事

登

江川太郎左衛門に寄せし書簡

(江川家藏)

江川と初對面後に送りしもの。

再度御直書頂戴仕、難有仕合奉存候。先以霜寒生威益御機嫌能被遊御座奉恐悅候。然は此度、不圖蒙御下交、殊厚拜御沙汰、恐懼の至奉存候。抑御英明の御風度被爲入候事は、細々傳聞仕、竊奉景望候處、何幸か得接紫眉難有仕合、第一に先奉拜謝候。私事老祖母は、九十六歳に死去、亡父は二十年の大病にて死去、弟八人當時存生罷在候。

母一人にて、上は祖母病父に事へ下私共八人の養育仕候へは、貧苦徹骨の中にて生長仕、八歳より日勤の奉公仕候間、朝夕僅なる暇にて書を學び、初午燈籠、或は繪馬の類を認め候て、右貧を助くるのみを心と致候。其志より終に風流韻事面白く相成、追々士太夫にも相交、漸士たる者は、如此義と發明仕候頃は、早や初老近く相成、終に一箇の畫師の如く相成候。尤主人より祿を賜候事も不薄、又亡父の教も嚴敷候へ共、何を申も病身にて、私早々奉公を致、重るに私は臆弱にて、此アラコシに相成候。儲風流韻事の風、唯淫盜の媒に相成のみにて、實は是もあき果候へ共、年來此事にのみ心を委候間、今更捨難く、優游委蛇仕候故、英烈の御風度を奉拜候へは、唯何となく御敬慕申上、何卒折々は、御雄談も相同度候。然るに却て分外の御沙汰、御至遜の御意を頂戴仕、何共恐怖至極仕候。是迄誰にも私從來の事を愁訴仕候事は無之候へ共、已來厚御教誨を奉願度、不用僞飾此段申上候。後來誤て御下交被下置とも御悔の時、挽回難仕候間、第一に此段申上候。

御國産山葵頂戴難有奉拜謝候。殊に名品絶味澤山にて、友人共へも相分申候。

一、一昨日異國船印の譜拜借、難有仕合候。早々彼是引合候處、大抵は符合仕候。

中には發明いたし候事も有、御庇蔭の程難有仕合候。

一、房州風間口間村土人漁獵に出候處、例のアメリカ船の内に大鹽罷在候旨風聞致候。尤無所謂好奇の評説には候へ共、渡邊公平と申書生の當時聖堂に在、其地に游ひ的聞致候旨、狩野宗得と申畫師傳聞、それより佐藤元晦と申醫人承候より咄に承候間、甚敷評説と存候へ共、難聞捨早々探聞仕候へども、未相分不申候。愈御聞及も被爲入事哉、實否相窺度候。

一、近頃地方大成と申刻本有之候。これは寫本の大成錄凡例は其他水利書一二拔萃致、著録候ものに候處、其誤を糺し申さんが爲、友人奥村と申もの鎖々たる小著仕候、則拜呈仕候。猶御評論相窺ため如此候。此它種々申上度事候へ共、多事早々申殘候、此段宜敷被仰上可被下恐惶拜言。

十月廿九日

渡邊登百拜

江川太郎左衛門様

御家來中様

江川太郎左衛門へ奥山弘平を紹介せし

書簡

(江川家藏)

渡邊登

江川太郎左衛門様

御取次中様

一筆啓上仕候、春和相成候處、

縣令様益々御機嫌能被遊御座奉拜賀候。然去冬彌九郎略咄候儀有之哉に覺候、

生國伊豫宇和島藩今時寓居近江國某

奥山弘平

此儒生去年より都下に流寓仕候處、一旦江州へ歸寓仕候に付、迂路縣令様御立關迄罷出入高覽度物も有之、旁自私奉願吳候様頼に付、上書仕候。右之者激烈慷慨之士にて、先狂生に御座候處、逐日克己持操有之、追々老實に精進仕候。御目通被仰付候にても、御名を汚候者には無之、紀藩遠藤勝介、處士梁川星巖などは舊知に御座候。

則星巖書翰爲證入御覽候、此段宜奉願候、頓首再拜言、

二月十八日

五二

星巖書翰

拜啓春和に趣候處、倍御勝常奉恭賀候。小生碌々、當春も拜趨可仕筈に御坐候處、於今不得參、大に失敬仕候。奥山も江州歸寓何分にも宜敷奉希候。

一、此人は大沼竹溪の男にて、當時小生塾に寓居仕候。詩は先竹溪よりも勝れ居候、實に當今の才子に御座候。此度房山集開刻仕候に付、本月廿二日發會候。當人を差上候間、何卒餘人ならば、差上不申候得共、實に少年ながら、俊逸之才に御座候に付、何卒玉成を期し候に付、先生へも奉希候。小生參上可仕筈御坐候得共、今日は用向出來仕候付、不得拜眉、何れ近日の内拜晤を期候頓首。

二月十七日

緯 再 拜

華山先生

江川太郎左衛門へ寄せし書翰

(江川家藏)

登

鴻書頂戴謹奉拜見候。去十五日御機嫌能被遊御着候由、奉恐悅候。一兩日前右相窺候間、早速上堂拜祝可仕候處、何分難用脱身仕兼、負本意候。先達て蘭船筒の事蒙御書候處、崎陽來船は、一向不存事故、俊齋一覽仕候に付、問合候得共、不相分、中山作三郎承り候處、火術不案内とて、不分、俊齋目撃致候鐵丸、大凡三寸の徑と申事に付、三目位にも有之哉、尤とも有之、筒はなく候儘、其大銃の丸を見候時は、餘は二貫目位に可有之哉、差上置候。銃書に城銃、陸銃、船銃の定め有之候間、御一覽の上、御考奉願候。洋船の銃大抵相定め候處は、三十六ポンド、陸は二十四ポンドとか申事に承り候。私は御存の通不案内にて御座候、おらく御考奉願候、右故御受延遲仕候。一、少々風邪には候得共、今夕無據剃髮仕候間、一兩日中拜祝可罷出候。右御受如此御座候、恐惶謹言。

三月十八日

華山全集

五三

齋藤彌九郎へ寄せし書簡

(江川家藏)

江川より浦賀測量師備聘の依頼を受けて、奥村喜三郎、内田彌太郎を推薦せしもの。

齋藤彌九郎様

波 登

高書拜見仕候、此間者御來駕被下奉拜謝候。然は、測量家友人の内甚解候者共、

奥村喜三郎

増上寺

御靈屋付御代官、これは測量を心掛候ものに御座候。

内田彌太郎

伊賀組同心、これは測量は奥村に讓可申候得共、算術は餘程相すぐれ申候。

其外にも可有之候得共、手前へ折々参り候ものは、此兩人にて御座候。

右御受のみ如此御座候頓首。

十二月廿三日

齋藤彌九郎へ寄せし書簡

(江川家藏)

三宅三郎を江川へ紹介方を依頼せしもの

登

同姓のものにて兩番相勤候、高六百石此間中國筋御巡見副使被仰付候もの、

三宅三郎

此もの一兩日已前罷越

縣令様之御風度拜窺、いづれ

御目通願度私へ頼に御座候、先生はかねて御承知も御座候ものや、いづれ私罷出可拜顔候得共、もし御序も御座候は、御含置、同人名前御咄に被仰上置可被下候頓首。

齋藤彌九郎へ寄せし書簡

(江川家藏)

田原藩士上田喜作を、秘密にて内田の從僕に扮し、浦賀測量に加ふる

ことを依頼せしもの。

齋藤先生

登

一簡拜呈仕候、愈御勇健御巡視奉拜賀候。然は先つ以書中奉願候。藩人上田喜作と申もの、内田彌太郎、奥村喜三郎門人にて、一兩年測量稽古爲致、町間位は一通出來候様に相成候に付、可相成は此度内田從僕と相願御地へ極内差向候、尤御用先の義に付、前廣御内々相願候上。内田へも相頼可申候處、何を申も差掛候事に付、差付奉願候。若又御取計被成がたき義も候は、直ちに御返し可被下候。内田僕從に付進退すべて、同人の命聊負き不申事に候間兼て御承知被下置可然御取成奉願上候、用事のみ如此候、頓首拜啓。

正月廿七日

尙々

御留守中皆々様、御機嫌能御出被成候旨、武四郎稽古始に罷出、歸宅之上申出候。

麴町一件日録

(渡邊家藏)

天保十年五月十四日、舉山(年四十七)入牢翌日より六月十七日に至る
記録にして、椿山の手記に係るもの

椿山記

五月十五日

- 一、蒲川來唯今華山先生へ罷越候處、昨十四日八つ時俄に大草阿波守殿御役所へ御呼出有之、先生へ御不審三ヶ條御尋、御吟味中揚屋入被仰渡、右同道人へ與力同心差添、先生宅書物取調相掛り、既に唯今迄も右取調不相濟候由、春山宅も同様取調、蘭書之分は御取上げ之由、御家内は和田傳小寺大八郎方へ引取罷在候由。
- 一、不取敢相越候處、御門通し不申候。彼是之内平山太郎左衛門へ面會傳言申置。
- 一、沼田江至當番夕方は歸宅之由、留守へ立原より文通來、上屋敷市野權平來、獄中へ贈り物之儀被談置候由。
- 一、龜井侯藩山本建吉琴音來先生老母傳言にて、右一件爲知として來。
- 一、今日夕七ツ時宅取調相濟、役人引取蘭書類一長持、諸家へ住復之手紙類一籠御役

所へ御取上げに相成候由。

一、巢鴨詰松岡逢吉來、御隱居様より御使之由、右一件に付可然手續等も有之間敷哉御頼。

一、夜昔川來、大草公藩遠目付役村瀬彌左衛門と申者、戸川公藩に親類有之右之手續にて、同人彌左衛門へ面會相頼候由、又内與力筆頭田中某と云物は、同藩秋田某之女嫁候由も手續之一助と申聞。

一、一木平藏琴谷來、同道にて立原へ至、主人申候は、田原侯自身當屋形へ御出、家老鶴殿平七へ御面談被成、家來登義、國政も相任せ置、且御法度之宗門の者には無御座候間、中納言様より御聲掛御願被成候方可然、又は中山備前守迄、文通之使者にて右口上書御添御頼入被成候歟、又は巢鴨御隱居より右御口上書を以、拙者迄御申越有之候か、何れにても取計候半と被申候に付、宜相頼深夜歸宅。

十六日晴

一、早朝巢鴨松岡逢吉へ至、立原申聞候三ヶ條申候處、御隱居様へ即申上吳、御喜之由、只今より御上屋敷へ其段被仰贈候間、宜敷相頼との事、又立原へ罷越右之義吳々頼

歸宅の所へ、逢吉相越、只今上屋敷へ使者勤候處、即刻田原侯水府へ御出之趣故、萬事手續御頼被成とのと、即立原へ文通にて、田原公御出之儀申遣手續厚頼遣す。
一、今朝沼田來候由、依之晝後沼田へ至面會委細承り候處、昨日も先生事御呼出有之御尋有之候由、右は昨日被召執候。

常州眞壁郡靜土眞宗順宜

同 伴 某

一、此度一件御不審之姓名合十八人 是れは立原より書抜なかりて寫す

元御徒士當時福原内匠家來

- | | | | | |
|---------|---------|--------|--------|--------|
| 松平伊勢守 | 無人島渡海之法 | 順宜 | 小林銑次郎 | 齋藤某 |
| 下曾根金藏 | | 順道 | 山口屋彦兵衛 | 元木道平 |
| 羽倉外記 | | 本時道平 | 山崎秀三郎 | 藤秀次郎 |
| 江川太郎左衛門 | | 望月兔毛 | 佐藤元海 | 山口屋彦五郎 |
| 渡邊登 | | 齋藤次郎兵衛 | 花井虎市 | |
| 高野長英 | | 大内五右衛門 | | |
| 小關三榮 | | | | |

右之者より突合吟味有之、無人島江相渡度との存念如何御尋之所、決て無御座義候得共、相渡趣は主人へ願候處、大に被叱相休候との答、又大鹽と通款之旨如何、覺無御座候、答候外に不容易著述有之由尋之處、大に不思議之體にて、未皆出來不仕候書、殊に恐入候事と存候故、半にて相休置候書故、被連候儀有之間敷と存候由答候様子、其儘にて尋無之由。

本所菊川町虎市と申者、右一味之由風聞有之候へとも、召取不申候故、若哉訴人にても致候哉と疑心有之候よし。

一、莆川來、繪具屋清助へ頼金一兩相渡、牢見舞遣候由。右金子は拙者より出す。

一、莆川之知己にて八丁堀銀座役人次平と申者、定廻り岡村三左衛門手先相勤候由、右之者へも頼鍵番へ目錄遣候へは、牢中聲掛りと申可致、左候へは當人殊之外自由樂に相成候由。依之金貳分つ、二包拵、聲掛り相頼貳分は一木平藏出金、拙者より出金

牢屋見廻り町同心金田宗太夫

牢屋同心筆頭 高松清次郎

右兩人へ相贈、即莆川へ頼持參相渡候由

一、椿慮右衛門友田祐右衛門と相謀、塙次郎へ相頼、新見伊賀守殿江御頼申入、即刻故堂新美公へ罷出、相願吳候由一木氏咄。

十七日

一、朝壽山琴谷來、先生無人島之義は、羽倉公巡島之節、田原公へ被願候由、然る處不相成由咄す。

一、平藏來、昨夜田原侯へ罷出候處、君公水府へ御出以前、八木仙右衛門立原へ出候處、御對客、御家老鶴殿事非番之由、外之仁差出候邊、名前被申聞候。立歸り途中君侯へ申上候處、又々立原より使來、御口上書無之而は、不宜と案文來、右文言の内、無實の罪と申事有之。依之未御否も相定り不申、無實とも難申疑惑出來、主人は歸館被致、仙右衛門又立原へ罷越、今日は差控可申旨斷置候由。

一、水府小林榮太郎來、見舞贈り物仕度由申聞、昨日之書付爲見候處、是にては費計多く、反て金子相贈り候方可、然申聞、其節咄に先生不宜書物は、火中被致、金十五兩ほど持參被致由、咄に畑崎鼎之節は、金子多分度々贈り、返書も參り、尤使は往還とも金百疋つゝ酒代之由。

十八日晴

一、蒲川靄崖來、此日靄崖和泉屋虎吉佐野屋幸兵衛申合牢見舞遣候由。
 一、小寺大八郎來、先生文通に云、右は花井虎市山口屋彦兵衛兩人の物より讒言の由、實は監察より發顯の由也。是の案は過日江川太郎左衛門御目付鳥井要藏殿と浦賀御改の節、殊の外かくしつ有之由、其後鳥井家より江川へ取入無二の懇意に持掛候由、此節は表向甚和親之體也。來書監察とわれはこゝから發る所かと遠察之由に付、奉行所へ吞込方取扱頼候由、申聞。
 一、齋藤市之進來、上野宮様より御聲掛り少々手續有之に依而取掛可申と申聞、尙相頼。

一、此度吟味掛り與力名前

谷村源左衛門 中島嘉右衛門
 磯貝七五郎 秋山久藏

十五日御呼出御吟味の上揚屋入
 福田内匠家來
 仁三郎養父

入牢

隱居 齋藤次郎兵衛 六十六
 青木半左衛門組御徒
 本岐榮作養父之由申聞候
 本岐道平 四十六
 常州鹿島郡
 鳥栖村一向宗無量寺
 順 宣 五十
 右順宣 倅 道 二十九
 深川佐賀町
 山崎金三郎事 秀三郎 四十
 本石町三丁目
 家主旅人宿 山口屋彦兵衛 三十九

十九日晴

一、沼田へ至様子承り候處、去十五日吟味有之より昨日迄呼出置計りにて御吟味無之由、吟味掛り與力へも問合候得共、書物書籍等取調之上ならでは御吟味無之、當時は主人預並大名預け等之儀も見込不相立候故、願候而も相叶間敷由。

一、青山御手大工町家主新兵衛道具來云、此節は物入等も可有之候間、上州きりうの親類方へも爲知度、手支も候は、新兵衛事飛脚可勤と申聞、右は小寺和田方へ咄可申旨申聞、松崎先生は慈悲願として罷出候由、同人咄。

一、蒲川來、先頃揚屋へ入候者へ面會仕候處、格別不自由之者には無之、三間に二間位の由、見舞も町人誰名代誰と認候へは、當人手前も通候事叶之由。

一、竹逸來、庵原へ文通致す。高柳も見舞に來。

一、平藏來、甲州公へ相款候處、阿州公へ面會款可申談御尊御座候由申に付、猶讒者之一條御含迄に御咄申上吳、阿州公へ御面談之節之御取合にも被成下候様と、同人被申含頼置候。

一、立原より文通來、八木仙石衛門より談の義、不見識之人物故埒明不申旨申來、尙二杉八右衛門より返書爲見くれ候、右は仙石衛門へ面談之儀、立原より頼入之處、迷惑申含頼置候。

に付斷度と申事也

一、佐藤民之助來、山口屋彦兵衛は甚懇意の由、且小笠原島へ御益にも可相成間渡海致度と願候事も有之由、何之祐眞并花井虎市等にも面會致候者之由、花井は相應之人物之由、役柄之人と云。

廿日晴

一、半助廉平見舞に來る。松崎慊堂老人は越前殿へも御懇意之由咄。

一、立原へ文通致す、仁杉之手紙返す、御吟味今以無候事申遣す。

廿一日晴

一、東條八太郎へ至、一件相頼候處、例相違斷申聞、官之沙汰は格別之義も無之由、扱昨日高野長英自訴致入牢之由、花井虎市も被召出候由、先當時訴人の體に御取扱有之由、此者御小人にて御庭番心得候者之由。

一、留守居小寺市郎右衛門文通にて、先生より獄中書届來。

忽高書拜涙拜讀、此度得奇禍候事は全好事より出候て、君父を瀆候次第、其罪不輕候。且大方之一笑に御座候。然るに朋友に被信候義、全く足下の挽扶に在る歎。

已後決獄之上、老母面會も出來不申義に及候得者、老母必憂死可仕、況小生生存之所存無之、獄中寛制にて食物萬事不自由無之、少しも御案被下間敷候。
一、かゝる大罪之覺毫頭無之何れにも狐狸に被惑候歟、夢幻之如存候。
一、杏先生始諸友へ宜御傳聲奉願候。
一、綫縲せられ大道をひかれ候時は、實無實に拘り不申、君父之大罪人、最早出世所存無之。

一、八面敵多相慎可申候。小生人に怨恨を受候覺無之、何等之義是又天命にして尤ひるに不足候。

一、猶相心得候て可然義は、早々御申越被下候。書は權平にても大八郎にても宜御達し可被下候。私攝生必御安心可被下候。却強壯に御座候頓首。

五 二十

花

椿 兄

獄中の寛足下諸友の力にあり

一、絳雪來、八木へ立原より申來候。二杉斷一條申遣并小寺へ届書之受取、家内見舞

等文通同人へ頼遣

一、立原へ文通にて獄中書寫爲持遣、右返事に、水府那珂港濱屋五右衛門と申者、大草より召捕之者三人、十四日水戸湊迄參り候處、右之者外國通信之疑と被存候所、此者三百五十石小十人格申付候者故、容易に不相渡、今日迄引留置候由。花井虎一は一面識之人物、阿部櫟齋福井春水等一類之者と被存候由。或云下曾根金三郎手下小林某之讒言御覽如何、余未盡候云々。

廿二日晴

一、山中青崖來、全樂先生弟中山順藏より承り候由、様子承知致度旨申聞。

廿三日晴

一、小寺へ至見舞牡丹餅一折渡邊へ贈、先生より筆繪具差越候様申來候由、一昨日より窄隱居と云格に被成候よしにて、追々不自由無之由。

扱昨廿二日留守居御呼出にて、今日より改めて御吟味之由被仰渡、先生事改めて揚屋入被仰付候由候。外右一件にて揚屋入の者昨日より入窄被仰付候由。仙右衛門今日立原へ參候由。

一、龜井公藩多古逸齋へ至、是迄の手續委細面談建吉へも面會、此間壽山儀近邊へ五人參り、壽山身分之事尋候者有之由にて、大に壽山恐懼之様子に見へ候由承及、
一昨廿二日被仰渡書付、

一 遍尋之上改揚屋入

三宅土佐守家來
渡邊登 亥四十七

交替寄合

福原内匠家來

仁三郎養父

齋藤次郎兵衛

ばん通院後
入谷

道山半左衛門御徒

榮佐父

本岐道平 四十六

坪内久五郎知行所

常州鹿島郡鳥栖村一向村

無量壽寺

順 宣 五十

同人倅

順 道 二十五

一 遍尋之上改入牢

御留守居松平内匠守組與力
青山義兵衛地借町醫師

長 英 三十六

本石町三丁目五人組持合

旅人宿彦兵衛幼年に付後見

金 次 郎 三十九

深川佐賀町金七店

蒔繪師

秀 三 郎 四十

御小人頭柳田勝三郎組

御納戸口番 本所菊川町

花井虎一 四十五

一通尋の上差返す

右大草安房守御役宅佐々木三藏立合安房守申渡候

五月廿二日

一、市川播磨守御小姓若殿植溜稽古所より何れか出奔之由、此人は長英の門人の由、右は去る十五日之由、途中茶店へ置手紙を落せしと云々。

一、友田來、過日新見公へ同盟の願書を以、塙次郎より御聲掛を願候由、廉左衛門よりも傳言申來。

一、三味線堀松平内紀殿長英之門人也、鐵砲の修覆を道平へ頼みしよし

廿四日雨

早きは能く候得共、さわぎてはあしく御相談の上願候

宅へは極内々也。私こと全く讒言にて禍を得、先無實之段は顯候處、宿よりつゞらぬ草稿出候而、昨日吟味と相成候處、私考へ候に、御政事を誹謗致、外國を尊奉致す事罪名に相定め可申哉と存候。然る上は軽く候て遠島御預け之二つに御座候。扱只今に至り誠に恐怖致候は、妻子は一生不相見とも宜敷候得共、老母計はせめて終生事へ申度候に付、何卒御預けに相成候は、御在所へなりとも参り度候得共、多分六ヶ敷、生別れなるべし。私心御察可被下候。依之私より此義相知れ候ては大變にて、各様御工夫を以、私已後如何様の御咎め可相成哉、不相分旨

にて、向不見に下曾根へも御頼、與十郎を以新見へも御頼被下、又小角にては宜、又海野より慊堂先生へ歎き候得者、西丸下出來可申候。かゝる未練は申間敷心がけに候得共、母と生別れに相成候事何分堪がたく、爲念前廣奉願候。

又江川へ申、羽倉より新見へ相頼候とも宜、又水府へも御かけ合可被下候。何事も必至奉願候。何分宿より種々の書付出候上は、とても六ヶ敷可有之候旨被仰聞候も、是等は宜かるべし。

權兵衛さま、定平様、椿山様、春山様

右之書昨夜來候由にて和田傳持參、立原其外へ手配頼度旨申聞。

一、立原へ至、右書之寫爲見相歎、尤八木も落合、明日田原公鶴殿迄御出、御口上にて御頼入可有之手續彌取極候由。

一、亮左衛門へ至、來書之趣申談、今晚同人村尾迄罷越、九段坂公へ御慈悲願申入候積り、又明朝佐藤一齋先生へ同人罷越、此旨相歎林家へ頼入申談候積。

一、平藏來、莆川來、昨日繪清へ金一兩持せ遣し、受取書持參來、右金子は莆川より立替清助へ遣し候つもり也。

一金壹兩三分壹朱と三貫百五十文

此金壹分三朱と百七十貳文

内金壹分貳朱引

引金壹兩三分二朱と百七十貳文

外に一金百疋 名主 一金三朱 手代三人

一金貳百文 定使 一金貳朱 五人組

一金三朱 家主 三分と貳百文

貳口總金貳兩貳分貳朱と三百七十貳文

一、平藏莆川來、兩人沼田へ至、廿二日廿四日吟味有之由、外一件は申分相立候得共、草稿出候御政事誹謗之書始末付不申由。

一、傳より文通、立原蓼村へ頼置候一條荒増申遣、八木へも文通頼、右は此度之舉君公御自身御乘廻、姫路公あたりへ御頼有之候は、可宜と立原咄候趣、内々申遣。

廿五日

一、雲溪來、先生様子承度旨申候に付、荒増相談、雲溪今迄に落着前に至り口上讀聞せ有之べし、其節末文不届とか不埒とか云所、心付可承也と申候。
一、莆川來、香玉父より上野公へも、願書案差越吳候様傳言あり。

廿六日

一、先生著述書と云ふ、缺舌小記は蘭人ニーマンに聞たるとのよし、取次人堀専次郎小關三英外に通事一人と云、春山嘸。

一、靄崖來、小關三英自殺致候由、姫路侯藩儒夕山より一齋先生へ申入候工夫、佐野幸と、同く語候由、委細頼置。

一、和田傳來、此度御吟味に相成候先生著述書はしんき論と題號あるよし、多古より、筒井より大草への手蔓を廻されしよし、一昨日獄中より書來しよし、所に新見公などへ手入肝要と申來、傳蓼村へも來候よし。

一、平藏より文通、林家の評甚惡敷爲知來、堀留公より又候大草公へ御頼入願置候由、一齋之請方承度由申來。

一、莆川へ文通、香玉父へ上野御聲掛願書案届遣。

奉願候口上覺

三宅土佐守家來

渡邊登

亥四十七歳

七六

右渡邊登之儀、御疑之義、御坐候旨にて、當月十四日、町奉行大草安房守役所へ被召呼候處、吟味中揚り屋入被仰付候。其後追々無實之儀も顯候哉に御座候處、右登宅改之節、未定之草稿書物少々有之哉之趣に承及候。右登義七十有餘にも相成候老母壹人、并妻子而已にて御坐候處、生質篤實の者にて、主人國元政事等萬端心を盡、且常に老母之孝養行届候者に御坐候。然る處此度何様の御咎可被仰付哉難計被存候。萬一老母へ面會も不相叶義に相成候は、終に老母義は憂死も可仕哉、且妻子之哀歎如何計りに可有御座と推察仕候。且同人悴儀も幼年にて未十歳にも不相滿候義に御坐候得は、逆も老母之供養相届候義も無覺束、於私共も悲歎仕候。何卒格別之御慈悲を以、御憐愍之御沙汰御座候様、御聲掛奉願上候。右願之通被仰付候は、一家共は不及申、門人共一統難有仕合奉存候。此段宜御執成奉願上候以上。

亥五月

廿七日晴

廿八日晴

- 一、莆川來、昨日香玉方姉婿松田甚兵衛本所報恩寺指銅座役人方へ罷越、先生の事實咄置候由、備前殿臣へ知己有之候に付可申談由。
- 半香、雲溪、鈴木半兵衛來。
- 一、蓼村來、廿五日一齋先生へ罷越、事實相咄頼候處、決獄之上可相計と被申由。
- 一、和田傳來、今日屋敷内一齋先生門人菓子折先生へ贈相頼候處、大に様子不宜案事候由申聞、蓼村咄承安心之様子也。

廿九日晴

- 一、杏所翁より文通獄中へ投度由一封來。
- 一、小林榮太郎來云、先生被入候揚屋は奥之揚屋と云。右之牢名主けんい坊なるものへ、知己之人懇意有之候て承り候處、病氣出牢之ことを謀るは、第一當人より名主へ對談にて、出牢後廿或は卅と謝禮を定、夫より白膏と云膏藥中へ金子を入れ、名

主より鍵番醫者へ遺物致し、病氣轉藥の手續等を謀り、牢中より大病絶食を申出、出
牢後約束之金を贈るなりと云々。直同道にて傳方へ至、大八郎も呼寄申談一決、親
類より密書を先生へをくり、又小林よりも書をおくり、名主迄頼可申之旨約定、當時
金をおくる取次は山源と申人之よし。大草藩佐野良右衛門倅和宗兵衛と云人内
與力の二番目なりと云、杏所手紙を傳へ頼む。

一、鍋田舍人尋に來。

六月朔日 晴

一、和田傳來、牢名主承合候處、東山阿留多木長門助と申者、小林榮太郎八けん印と承
候由。爲問合傳至、文通差遣、留守故明日返事承旁使可差越旨約束。

一、雲溪來、村尾良治來、昨三十日吟味有之由、林家の評定不宜如何申聞、善庵門之人伊
東大三郎杏太郎事田原へ參り居候處、此一件承り出府之由、濱松公文學鹽谷孝三へ
申談頼之書面春山と申合認差出し候積りの由。

二日 晴

一、沼田へ至、一昨晦日大内清右衛門呼出に付、突合吟味有之處、無人嶋一件覺書之旨

申に付、差返しに相成候由。外之口も一通吟味にて相濟。

一、金子竹四郎來、小林榮太郎へ罷越、牢名主之名前承り候處、長門と申者先生被居候
揚屋之由けん印と申者前之揚屋之名主也。兩人共手續有之由申聞候由。

三日 晴

一、武四郎來、昨夜獄中より便り有之由、出牢之儀醫者上田宗安吞込宜由に付、先生方
へ小林方之一策は見合可申、尤五日には醫者之方安否知れ申候由。

一、小林來、明三日には獄中より返書到來之由申。

五日 晴

一、和田へ至、林家越前公共評判取直し候由、牢屋掛り醫者は上田宗庵と云由。

一、渡邊家内へ面會申入候處斷也。

一、大草取入方平三を以、沼田へ手續問之義相談。

八日 晴

一、平三傳來、町奉行へ取入方は故家來齋藤爲右衛門方へ罷越相頼候方可然と平三
申に付、即同人へ頼、川路三左衛門殿大草へ被參候由、風聞有之に付、八木仙右衛門三

左衛門殿へ罷出、御慈悲願候方可宜と申談、傳承知也。

- 一、傳云小林手先より去五日獄中より到來之書、同人持參之由返事も遣候由。
- 一、小林より文通來、右之趣申越、夫に付今日參吳候様申來候得共、不快に付斷申遣す。
- 一、平三云、此舉訴候者は、御徒目付大橋一九郎と申者申上候由。

九日 晴

一、平山各助來、田中太頼川路公へ申入、大學之極意承候方可然哉と申候に付、相頼尙又御祐筆衆へも手筋有之旨申聞。

- 一、高橋半右衛門來、忤右馬吉門人に付、罕見舞遣度金貳百疋差越預置、和田へ届候積。
- 一、芳馨云、御小人目付林庄之助木郷青と云者、此舉掛り也。罕問も有之由、長英は病氣の由、先生事大鹽よりの書札三通有之と申聞候由。

十日

一、恒を以傳呼に遣。

- 一、高柳兵助來、大草手筋より承り候處、此舉出罕之手配至而不宜、慎で家事を治候方可宜、且先生多年之評判に付、今更未練が間敷事御坐候而は不宜と申聞候由。極重

罪にて首罪輕て永牢也。多分永牢之方と申聞。

- 一、小林へ至、面會、和田來、一昨日宗安方へ參り候處、當人より快氣の趣大勢の中にて被申出候故、趣向出來兼候趣申聞候由、高柳之咄も申談、仍て牢中へ萬事今一應問合の上可相計方可然と申談。尤小林より和宗兵衛へ問合之挨拶今日中に可有之由也。高橋右馬吉見舞貳百疋相渡、受取書取置。

傳云、平藏過日齋藤爲右衛門方へ罷越、當時本郷弓町 家へ附人之由、逆も取入方出來兼候様子也。見合候方可宜と申聞候由。

堀留公九段坂公と御申合又候大草公へ御嘆被下候様に平三より承り候由。

十一日

一、和田傳先生より來書三通持參示、仍て風説認獄中へ投吳候様頼まる。

誠に難有御禮申述がたく、心中これは不宜とて致候義更に無く皆善事積をつな
る處に理屈出來あされたる義、第一上を恥しめ、親を危く仕候義、誠に以大罪難免
候。かく迄倒顛仕候事とは不存、歸する所は愚物に御座候。則今日より歸愚と
改號仕候。私志は唯君父の二字、平生細事を逃れん爲に陽狂仕候。其實はこゝ

に相留り御察も被下候事と存候。親より君により天下國家此外他念無之、依之畫の門人にて少しも善事に導き候事、即天下の爲に御座候。況外國のことをや。これ全分外の志と一談辯との禍歟。○右に付小田海松へ御奔被下候よし、暗室の中にては世事一切相絶候而、唯一身養生のみに相かゝり候。何分諸君の力にあらざれば無實の罪逃るゝ所無之候。私宅よりつまらぬ反放出、これが罪の極りと相成候。其書當正月ふと思出認かゝり所趣向を一ぱいに認候得共、實に御政事をも論ずる極に相成候間、恐入候。一晚にて止に仕書捨申候。依之十分の二計も出来申候。且書中色々御吟味之所打忘候程之事に御坐候。尤半草稿之事故成書にも無之、又流傳と申にも無之、申さば罪は無之。私申張り候得者、其れにも相成候得共、唯無性に御不審と申廉に當時相成候。誠にをかきな事に御坐候。乍去私心中に無之事故、一向に苦勞には不相成候得共、唯在上大臣の思召次第に落着仕候事故、訟庭の言語は上へ達不申、其元來讒言有之かくの如く相成候故、私言葉尤に候得者、被仰立候重き御役人は疎忽に可相成、誠に迷惑至極之儀、唯天命にまかせ候計に御座候。○天命にまかせ候へば心に於る晴月の雲の如くに

御座候。御案事被下間敷候。

唯心に不堪ものは老母にて候。私追々積年の工夫にて、養老第一に心かけ、唯安心のみいのみ、人にも仕合など被申候得ば、うそにも嬉候場に到り、一時の奇禍にて百日の説法屁一つと相成、又勤向とても内實は八年の工夫、追々可申上と、誠に御同役方兄弟無二の交、誠均一の場に及、今年來年よりはと存候。これ又一時に盡やぶれ、もはや無難にしても工夫前に仕かへ不申候ては出来不申。猶面上大恥をかき身縲綆の辱を受候こと、不吉至極に御座候。乍去恐入候事は恐入候得共、私欲押領の筋にも無之、御法度をやふり候と申にも無之、唯極る處は讒言の實と相成候にて御座候。依之暗室之中にこし方行すえを相樂罷在候間、必御案事被下間敷候。

○老母事唯一刻も忘れ不申、夜中毎々母を呼候として同窓のものに被笑申候。思ひ出候得ば、唯落涙のみにて、赤子の如くに御座候。私母を思ふこと如此、母、私を思ふとも又倍し可申、然れば何卒母の私入窄を嬉候程に安心致候様、兎に角御工夫奉願候。室中同居のもの、皆私より下席にて候間、我々、一倍仕候。始より私

名前承知致皆先生く稱し、役人などもいろく風流のこと聞に参り申さばさうくつなる湯治に御座候。依之此段よくく御申聞可被下候。罪は無之尊公様權平大そなる大金食物御送りに付、俄に出世致如此に御座候。

○出宮之こと被仰下、誠以難有仕合候。乍去未御疑ひ、霽不申候間、世間様子相直り不申、殊私之罪は上之御恥にて、矢張上御疑ひを被爲受候義に相當り申候。依之僅のこらへ性無之みだりに願立致、他家へ御預にても相成候得ば、他家様は迷惑上も一段の御恥辱にて、可相成は今冬也、來春也、御裁許迄は此室中へ罷在申度候。それとも一體御疑もゆるみ候上は、世評次第被仰下候は、此方にて取計願可申候。

○印之事も段々難有、其節可願候得共、これ被仰下候通出來上にて宜事のよし、云々下略

大市様

尊翰毎度事情を盡無殘了解仕候。毎書變化此度一定論に御座候哉。芝洋學候に、拙者を首として事を起し候事、不審に御座候。殊に其通之御遠慮ならば、先前

歸

愚

廣に禁洋學あるべし。御觸流にても事は行はれ可申候。然るに其趣意頓に變化仕候義、又春夏之交俄に事を生じ儀、恐くは小笠の嘘吹と存候。其分けは草尹の御沙汰に烏印申立と有之、然る上は事を起し候は烏に無相違其策尤巧なり。學士は内調にて候。轉じて今日の説に及候にて候。必小笠に無相違候。○小田海松足下始諸君、杏所始諸君、并社中諸友の救助唯感涙に不堪候。何卒足下僕に代感涙の衷曲御申盡し可被下候。○僕衷心實疚しきこと更無之候得共、何分にも數十年の思を積み、少しも國家に功あらんことを欲し。今秋よりは猶勢を鼓せんと存候處、百日の説法屁一つと相成。又老母も昨今は頗る安じ、晩年御入れ宜など人にうたわれ、壁嘘子たる身には實に嬉しく存候處、何等因果にてかゝる奇禍を蒙り、訴る處無之、御察可被下候。君父を危く致候罪申譯無之、洋説好事とは申ながら、此説を聞此不足を知り候時は、又是不可止事と存候。推て憂べきものは海外也。洋説を閉る時は益開き、益自暗する也。上暗く下明なれば、上忌み下激、百年の後可知也。誠恐入候事共申上様無之候。何卒勢有之もの此昏迷を發せん。○私事に付立原心痛之よし、何卒足下爲予奔謝是祈。○出宮之こと所々より

勸め候得共、御疑ひを蒙候身分、殊に此動止を加るにしくこと無之、此節飲食を攝養第一に仕達磨面壁の心持にて、なるたけ雜慮妄念を去り候工夫仕候。必御案事被下間敷候。存外大丈夫に御座候。此様子なれば御裁許迄は籠城出來可申勢に御座候。〇一齊とは親子の如く御座候筋に付、一向頼不申も如何に付、程能松岡へなり御教示可被下候。すべて私ことは御案事被下間敷候。これ又一磨可申と覺悟仕候。其間老母苦勞不致様、御さとし可被下候。約る處死には不仕候。御裁許の上又々陽氣に相樂孝養第一に可仕、此禍却て目出度筋に御話可被下候。

九日

童浦先生

前略毎日聞見する處先眞の地獄にて、誠に能き稽古仕候。昨今大になれ候て、夜中も蚊喰れながら寐入申候。勇氣盛にて候、御喜び可被下候。同室之内且印を除、私第一位に御座候。此間迄鷲尾小納言同居仕候。奇々妙々也。

十三日

一、和田へ至獄中へ風説等取交一封差贈、案文次に記置、小寺へ面會、上野御聲掛りの

事、問合の上頼入度由申聞。脇坂公藩人へ和田懇意也。此間殿中にて越前殿より問合有之處はね付られたりと云。夫は探索淺く候故、御勝手次第と云意なりとぞ。全樂先生申口宜敷と、脇阪殿の評判なりと。云々
一、平山へ至、田中市郎右衛門殿大に骨折之由、地理之事は御國禁と云こと、其外種々手續も有之、田中殿奔走最中と承る。此舉極上より出、さりながら中程は追々解たりとぞ。未上向は解すと云々、極上みもよき手續ありと云れし、御祐筆の方へも手續出來たりと平山云。

十四日

一、沼田來、上野御聲掛りのこと問合、御赦の節多くあり、多分吟味中はひだなるべし。御聲掛を願は上野にて宗門の執頭兩人あり、其公邊の執頭當時龍王院と云よし萬事執行ことなれば、又山内の極も申べしと云々。今日立合吟味有之由、過日剛問のせつ兩人のもの云、虎一を惡むよし、上よりは武器貯有や否と云問也。
一、雲溪より様子承度とて文通、蒲川を以答申遣。
一、平藏來、本郷 奉公せし人尼となりて其屋敷にあり。其人の娘分の

人を薩州へ奉公の世話をせしことあり。其縁を以頼入候由、此尼の主人方へは越前殿久世殿も参られるよし、兩君願吳候由。

一、夜阿部川町へ至、内書上げは美濃四半帳上書上之字を認てよし、廿六日又來月二日に出すと云々。

一、高柳へ至、上野がりの一件、探索を頼御用人三宅宿場等名如何と問。

十五日

一、本郷にて平山へ面會蓮池畔にて長話に及ぶ。甲府出の人兩御番也。麹町住水府の内命ありて召出さ。伏見平左衛門と云。此人無二の懇意なる御祐筆は桑山六左衛門殿と云よし、頼入置たりとぞ。

一、和田呼に遣、傳云、昨十四日高家今川丹後守、水道橋内醫師阿部礫齋御呼出突合吟味有之候由、此舉御掛り御側水野美濃守白淵甲斐守之由。

叡山宮様御聲掛一條は、宮様御用人本馬相模守より願入候積之由、右相模守奥方は田原族兩敬本多より被嫁候由、本多公隱居より相頼候手續之由。

算術家内田彌太郎より御祐筆御仕置掛り申入有之由。

密事穿鑿の爲、新兵衛家根屋三右衛門等頼候積内談及。

一、夜小林來、獄中の來書三通持參、是は立原小林口の文通也。出害懇情に申贈候得共、君之恥辱を考暫可相止とのこと申來。

御密書拜涙拜讀、平生辱知之御厚義より罪人御憐愛被下死とも不相忘候。心得にも可相成筋條々奉驚讀、害中世間一切不相聞難有奉存候。松延鱸、小林諸君露崖、淡雅、雲烟、椿山、青厓等諸友高堂に會議、救禽之旨相窺、胸塞涙落、無所謝候。雪山翁は不快如何や、扱又盛夏炎燠、害中人を殺し可申に付、番の例により出害之願可致厚御教諭、是又無所謝候。則林印よりも葉印且印も強て勸に付、一旦其意に従可申と存候處、熟々相考大疑を蒙候身分、動止共に其端可相成、殊に私の罪は主人の恥、君恥を受けば臣死と申位之義、一老母の故を以て主人を危く致候様相當り可申に付、いづれにても御裁許迄は害中に愼罷在度候。上より御預なれば格別のこと、日に哀鬼慘涼の中に黙座致候得共、扱一得も無之愧入候義に御座候。御書一々報仕度候得共、何分隙光暗く、早々如此候。私唯修身待命外無之、何卒々々諸君可然奉願候。謹上拜復。

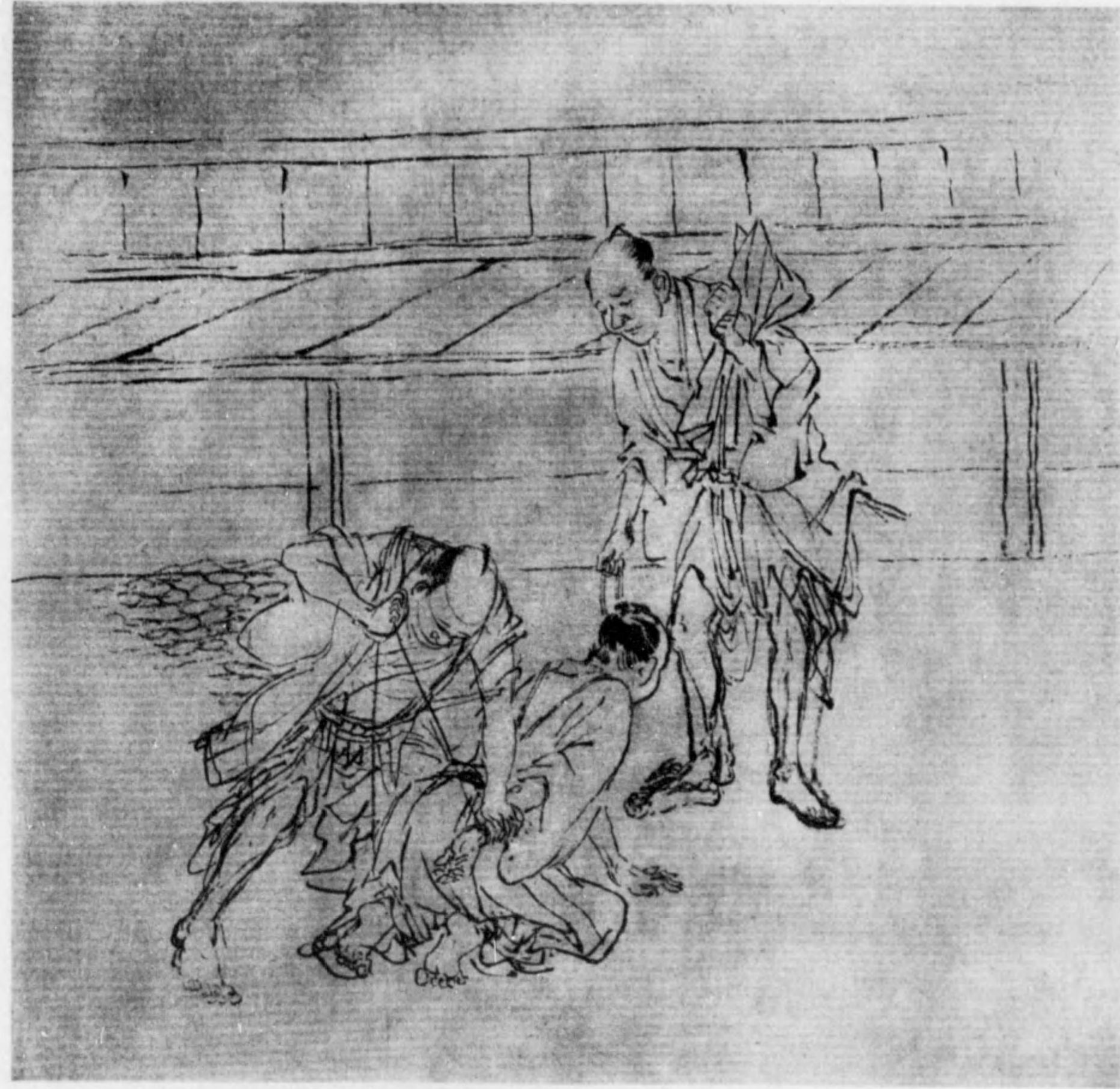
五日

木口壬人先生

被仰下候にて、憂を撥候事も有之難有奉存候。

十七日

一、新兵衛、蒲川呼寄渡海一件穿鑿を頼。
一、高柳來、宮様御聲掛 義承合候處、奉行所取上げ無之者也。 罕見舞度々且御仕置
掛り御祐筆取入肝要也。 又上野鍵之助方問合候處、御聲掛り之義執頭取計、御用番
へ使僧元は宿場より申立之手續也。 田原公宿坊は涼泉院之由、尤夫よりも内々申
出候様子也。 又度々之使僧參り候方宜、是は執頭取計にて何け度も御使立候事之
由随分宜敷也。



畫 自 山 峯

景 光 ノ 廷 法

出候様子也。又度々之使僧參り候方宜。是は執頭取計にて何け度も御使立候事之由随分宜敷也。

椿山より獄中の華山へ送りし密書

八月十一日審中へ投候書牘案

椿山

(渡邊家藏)

拜啓、好雨朝夕冷氣相催候。此程之御安否は略承知仕候得共、且暮不絶心御案事申上候。過日は御書傍觀仕候處、此節濕瘡御發之由、嗚々御苦痛奉察候。乍併籠中之濕氣、終には種々の變症を顯、疲勞之上なれば多くは昇身等致し候が、則出審後、病症にて、或及難治にも候由、幸審中右之御濕毒發し候上は、益御堅固可有御座候。御悅申上候。御厭肝要に候得共、追込不申様、偏御加養奉祈候。扱一件兎角手間取不計數十日に及申候。付而は久々御左右も相伺不申候故、風説なりとも認差上度と心懸候得共、何も取り留ざる事計りにて、汚御耳根候様にて、恐入候事故、一日々々と差控、御疎遠申上候。今に至候而も同様の體概略を申上候へば、唯々舉衆奔走而已に暮申候。其内折々膽を冷候事も有之、又暫時に悦敷事も承り、此方にては夢の如く日を送り申候て、人間に在とは覺不申候。唯永日之御紛迄に不取留流説等、筆末

に申上候。御鬱腸を御慰にも不足事に御座候。

○御留守宅今に御替りも無御座。御老人様にも存外の御氣張に候得共、御心中御察申上候得ば、逆も筆紙に盡がたく候得共、先づ諸君の御慰旁々御紛被成、少は御鬱情も御散被成候哉、且御惣容様にも御丈夫に御保護被成、彼是と御紛之由に奉察候。定御案事之義、毎々御書牘にも吳々被仰越深察仕候。乍併存外の物でもあらうかと被思召御忍可被下候。

○七月廿日蓼村愛日先生へ至、下口書之趣咄御答當りの廉杯承り候得者、先生云、先づ自他御預に極る可きか、譬へ他にても少し程過なば御預替と云事、随分出來候者也。口書跋文にて輕重略極ると云へ共、一體士官の者は諸人より輕き方になる物也。罪の筋諸人の爲す所なれば、武士にても諸人の罪を受、又武士道に當る罪筋なれば、跋文は重くとも、諸人の罪は受間敷也と云々。又曰、都而此度の一條杯口には餘り懇意杯と云可からず、反て當人の爲に惡し。惣て黨を結び且人望ある人を厭ふは此節の機先也と云々。

蓼印云、按に林印父子兎角をかしき沙汰あるも、是等の所より惡口されしか、如何

にも理義に於て外評の如きは有間敷と思はる云々。

一昨日雲汀云、林印此節骨折專也。格別の痛心と承る、斯可有事ぞとて物語申候。

弓丙云すべて此等の説を聴流の箇條に入べし

○専ら衆説云、西下和す時は百事是が爲に寛也と云々。此説流説に非ず。本所松田甚兵衛も此の處を最初より憂て、終には御直談にて歎候由、熱精格別に御座候。石老翁もこの所故、他の昇身杯の如く奇驗は無之由、奥は重分之手續御座候得共、そこらの進退には及兼候由なれ共、一説に石老何れよりの願込に候哉、斯迄配慮被致所々へ被相歎候儀、不思議也と申も御座候。此位迄には本所の筋より取入申候。聊かの御休意にも可相成か、亦此節之大計策と申は、羽根澤老人の上書。半切にて細字に凡九尺一丈愈七月廿九日小田切を以差出君候其日御先代御忌日にて、御齋中の所を付込呈出之由、一に子細に御熟讀被成、終何之御察度もなく御戻被成候由。又海野を以掛川公へも一通上書之由、是も同日也。此一條は元來老人六月中より思立にて、此節之舉と相成候。誠に先生御德澤と今更存候にも無之候得共、感涙仕候。右老人懇精身に替ての歎と申事之由、右之書第一御孝道を以被申立、其外數ヶ條之中に甚

嚴數事も御座候て、取次候仁も、別て心配被致候由。既差出候節は熱鐵を吞候如くと申事之由承及候。是も老人兼而の宿志なれば捨置候而も、終には果され可申候得共、此節一件内窺中と申機先へ當り儀、全和傳印の赤心を盡され候より火急に相屈候事と奉存候。

○一件最初より仰天、心氣も落付不申候得共、是迄は都て人事を盡而後の事と申見込にて、是非を不選好き手筋とさへ承り候得者、直に施し申候。是は御親類方にも御同様之事に御座候所、盆急にも落着と承り込、一統晝夜の無差別奔走仕、盆中杯は茫然と暮し申候位の事、扱盆も過候而下口書と承り、跋文之所旁にて又候病心を相増、然る上はうか／＼當も無く多方に手出し致候而も甲斐有之間數と、諸事を引上げ、只々要路へ斗り伏探を備取候て、今日迄も相謀申候。諸隊配列荒増左に申上候、然れば小生等隊長握機の任の如く相聞え恐懼仕候。左には無之諸部より見れば矢張隊伍の内に交へ居り候而已に御座候。御一笑々々

羽根澤 下曾根

和傳印 海の 此外諸勢數多有之上に有る所は當時の要路なり

小田印
小玉屋

八仙印 八丁堀邊數家 其外權家

縱横有之

武印 諸部へ奔謝密命を傳ふ事を専ら司、忠切拔群所感數條

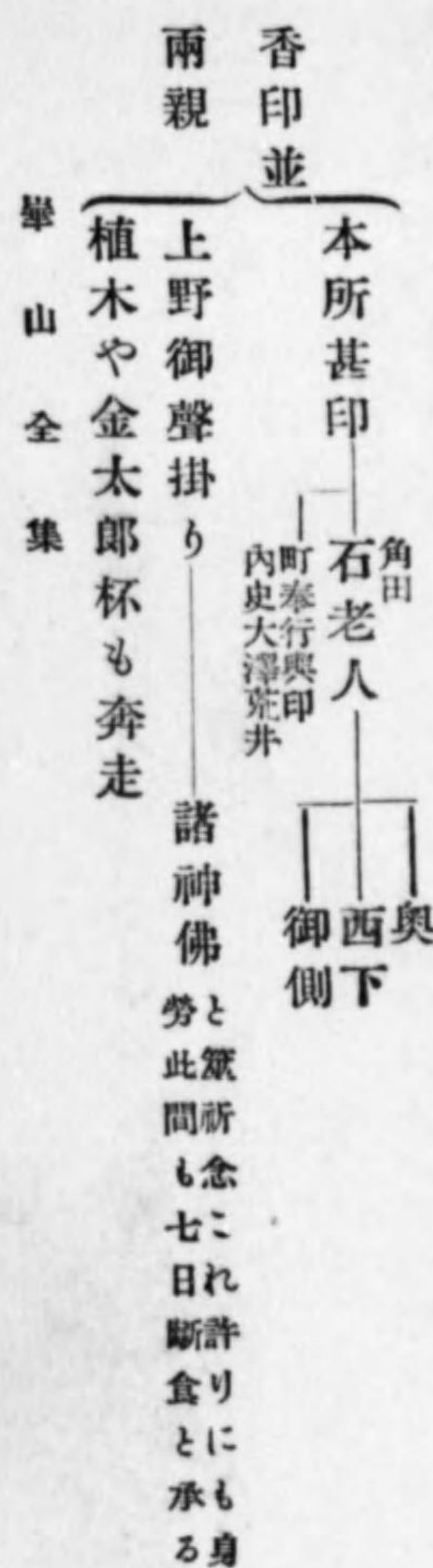
蒼印 愛日先生の方始より引請


其外番衛の強兵制をこゝに受く

村良印 君侯は勿論其外

平名印 溫古堂(塙次郎也)此人荒井甚之丞舊知己也。元歌學所へ出役の人也。依

て溫故自身當二日に罷越直談に歎候由
外に荒井への手もあり



大  内史荒井印舊知己也
町方伍長のるい詞掛り等の手續重分司
書家也

菅川及平藏 堀留公を司 雲溪最初より是迄に十三四度尋來り候 懇切に御座候

沼田 立聽等を司 礫洲 備にをくのみ實事口外遠慮の方

又内答合を兼

杏翁 佐野幸 虎吉 露崖 友進 小林

其外慷慨の諸文人大會

添書

蔣塘の手筋別紙に申上候通りに御座候。彼各調掛り與印へとくより付入探索然る所七月二十五日頃口書伺とか廿四に相成て承り候。各當りと申は首罪の例上遠島等御預等右の内なれども首罪の方に調を付中伺に及候由、虎印は各當りなしに口上の儘出、内密役の方より爲知來、誠に仰天無申迄事に御座候得共、何

れにも合點不行扱右の例と申は、何の例引當申候哉と尋候處、大竹そこの處を探候得共、未先方より不赦との事、唯々胷中に貯わへ候而已。御近親の分口外も不仕、其苦難申上がたし。去迎致方も無之、又先生も尋常の御方なれば厭ふもあれ共、萬一右の廉に極る上は、一刻も早申上、後來の御覺悟をも所願、杯存浮候得共、夫には愚存も未晴處も有之、今日迄不本意に控居候所、又聞込候廉も有之に付、今朝かの方へ参り候處、先方より爲知、旁罷越し申處へ参り幸也。扱一件斬罪の伺にて其儘に有之所、當月三日頃御下げに相成、其譯は今一應當否取調可差出、且虎印に罪條無之如何に哉、是も見込付候て可差出と御下げ也。依而遠島御預の二例を、虎へは重追放遠島の例を付として差出候由。然る上は、斬は大丈夫まぬかれ左候上は、何れ御評議三奉行評定引繼きと可相成、左候へば手間は重分とれ可申なれども、御衆評にて自他の所に決定可有之と云々。斯申上候而も御明察可有之候得共、まさか是迄の混雜をたすた迄は御存知も無之事なれば、藪から棒に右之二例とは御不足は申迄も無之、於私も唯々今日迄、御籠居さへ割に合ぬ事と被存候へ共、夫には色々種々手もつれ中々眞偽は未分可

成候得共、是迄に聞込候計が存外之事也。

按に斬と付たは格別の御思慮ある事か、虎に付は御不審の興る様にとの楷梯なるべし。先づこの所にて上の少も解く解ぬの手心分候歟、そこで御祐筆よりの例書進達相成房州の例書につき合か合ぬか也。合ぬ所より御評義と相成候順なるよし。夫故祐筆荒井へ先頃より手入仕置候。荒井輕き方之例に見込ば妙也。夫迎も荒井而已にて決定は仕間敷候得共、又輕方に同志の人多分なる時は、勝利握中にありと被存候。

○右之證に一説申上候。七日頃海埜云、兩三日以前伺書西下御覽有て、跋文には今少々しかと見込可差出と既に房州へ御沙汰可有之之處、掛川公、龍野公の皮ん之御説に、左候は追々重き方に而已可落入哉と被仰候に付、一黄紙を付てと御下知之由承候。是は前文の所にも當り候哉、何れにも一件に付、日々御退出御遅剋との御咄有之由。さすれば御内評最中と察候。

七月下旬海野説に因て、耕作圖差出候。海野老人御前へ差出候所、殊外御悦にて御望通との御沙汰也。願は今一幅も對にはしきと御沙汰也。

○御老母様よりの御文入御覽候。

獄中より椿山に寄せし密書

(渡邊家藏)

其一

每書感涙に不堪、其所言を不知候。尊兄は情實を以て御極、藩人は義理を以護持致必竟する處皆御愛憐之外無之、感謝無量に候。扱尊兄の言は小生の實事にて藩人之言は小生の虚稱に御座候。必竟此度の災は虚稱に生じ候にて、唯時運の會計には無之、謹而兄の言を讀候處、一々實際に入、小生の平日を見る如くに御坐候。是は兄骨肉の交り故、小生肺腑に入候如く、一も虚設無之候。唯江印交一兩年來也。御存之通忠膽無二、寛永已上の人物也。一體御近所川印より噂などにて、相合候にて、此江印抑杞憂ありて海岸隸する所の地多、それ故地理承り度、何卒入門を願など御頼なれども、御存の通、人に咄候程の事も出来不申、況教など思ひもよらぬ事に御坐候。然るに右令は直截なる御人故、一字にても師は則師なりなと被申、迎送も御丁寧にて御坐候。これ以一時之戲同様なることには御坐候得共、御直情は右之通に

御坐候。然處當春御用旅中、私所持之目かね測量器等、途中より御借用被成度とて、度度往復之御手書有之、御歸府後は御用多にて左程御目にかゝらず候。右之通往復書と申、且上田喜作と申藩人、其師内田彌太郎に従ひ、測量手傳致候事に付、多分それらより此禍起り候事と被察候。果て一同右風評有之に及候。

一、外夷の事は、當路御掛り方へは度々御話に及候事も有之、己書物も差出候事も有之、昨十月頃申上候事も有之、此節に及少しは内扶も有之哉。此義を一々申上候得者、私實情は忽相分り候得共、御名前を申上るを恐入慎み候事故、椽下の力に相成候。一、尊兄書尤私性質を盡し、事實も審に御座候。御存之通りきみたる事は好候様なれども、性質は山林之質にて、柏子になり、有爲者之如く致居候也、これと申も胸中種々不得已義有之、此度奇禍を蒙り候程なることも、年來之工夫あやまりにて御座候。乍去外夷の憂たる事を思過し候得者、又繪事も止め、致可申哉なり。心かわり候事も有之。

一、尊兄私之氣をかね、其御實情之止むべからざるより、此書御計ひ被下處、眞兄弟に勝り、涙のみ袖を濕し候。乍去又御吟味の御請方慷慨を虚張致、つまらぬ所へ廉立

候事は、御計も無益など、それよりそれへ御配慮の事と奉察、依之此推察を申上、已後御吟味之節、決して客氣虚張は不仕、被仰候趣に御受可申候。

一、二十一日御吟味申上候通にて、猶御考可被下、私事軽く候て在所行永蟄居なるべし。唯差當り不孝に迷ひ候のみ、外は破鞋を舍る如くに御座候。

一、可笑事は一夕認候、つまらぬ書物にて、其書中何を認候哉、覺不申、此度願候て寫本を勿々一二枚讀候處、此間申上候通、其意も不盡もの、これは残念無限候。必竟御存之通、浮躁疎大之性、此奇禍をかもし申候間、依之四月已來東坡が言を以罪を得候より、稽叔夜之養生論を認候事を思ひ出、節錄致貼壁仕候處、則それが先兆と相成候。私心事の蹉跎たること御察し可被下候頓首。六月二十七日

弓丙兄下

其二

二道泣讀、老兄の書每度懇々縷々、事と情と委曲に皆御肺腑の中より流出、且感泣且栗然、且融然奉感謝候。是迄訟廷にて誹謗と申事は無之議論とあり、然に此間立印より林子平ならば安心、金聖嘆の如しと申來、もとより反故の中、讀めぬ處を私にも

よませ、無理非方らしき處、口書に淨書に相成候。依之私申候には、この書初稿にて半成なるを捨候故、一句にても心に定め候處一字も無之候間、認直可被仰付候様願候而は如何、さなく候は、胎子の月に不満をやぶりて、是に人道をせむるに近し。御さつ度は承伏不仕候段申上候に付、疎忽失言と申に相成、末文も恐多き文勢に流れと相成候。私より一言も申上がたき様にきれいに認有之候。追て本口書に嚴否相替候御趣向にて、いづれにも上を窺ふ御手段相見候。それ故一旦は死を決、中頃よりは死はまぬかれ候事と存、まさか案事過、元來非方にて死、然るに國家を憂るには無相違認振故、餘波の不遜に及也。其上初稿半成かみもしわだらけ、むだ書もあり、直し多く、元本を見ればこれは申戲など申程のもの、さすれば一等も二等もかろきもの、殊によれば亂稿讀かね候と申而も濟候程のもの、又序引ばかりにて存念は認不申、旁外の例はなきもの也。又一夕認候而わすれ候程のもの、又非方と申ても、誰に向ひ申たるには無之、又外より出たるにも無之、又餘の御疑にて、宅調にて出候もの、御勘辨も有べし。旁自分勝手の思ひ生候處、立印よりかく申越候間、いづれ天命覺悟致、後來の事をも考候得共、是又自分勝手の疑ひ起り、ほんの風説と存候。

竹詩樓は金子武四郎のことなり

詩^〇迄聞に遣し候。然處此度老兄の御情實より委々蛇々の御取計にて相分り候上、且は死に決し候よ、ま誠に以て驚き候は、六月二十六日の夢に合し申候。其七月下旬又遠印に相成、母は遙に法をやぶりかけだし候夢を見申候。一同へ話候處皆吉夢のよし申候。最始より案じ過しの方に落候事、天命と奉存、此上は御朋友の御力のみ也。然るに此度尊公香印和印より羽老本所其外細々被仰越、皆抛身之御取計、何等の私幸福に御座候哉。此二通にて、もはや死候ともうらみ無之か御書中私氣を落し候哉否の御懸念所々に相見候。朝に道を聞夕死可也、もし艱難中存心之實得有之候事も得ば、得に御座候。必御懸念被下問敷、それに付

あさ繩ニかゝるうき身ハ數ならず親のなけきをとくよしもかな

扱今日憂眉を開き候は、死は先まぬがれ御預自他の處、御案事被下候よし。本所の話に十月と自家御預様子也と御認、とにかく耳より之事、私身いかやう嚴敷被仰付ともいとる不申候間、老母存生中は私薪水を以つかへ申度。と申は私は少より人は萬物の靈、一藝にても靈に不至ば人にあらずと志、何にても一世に植赫仕度候所、人性不可已は人事にて、君父のために志も達不申、二半に今日及。乍去せめて人の

ため世のためと、とりとまらざる事のみにて暮し申。終此災にかゝり、今日萬事放下致候得共、母より外に盡し可申本性の流れ出る道筋更に無之、此處憐に御思召御すくひ可被下候。唯今鬼卒共叱咤の聲に驚き何事も申納候。何もかも宜く、申事はとても申されぬ、御文書は一々御受申上ず候。嗚呼 八十八

弓丙様

香印きめ宜、御覽の上御封じ申しければ、追て文字何かわかり不申ざるべし

高野長英獄中より立原杏所へ寄せし密書

簡単にして能く疑獄の原因を明かにせしもの

前略

或人の説に、宿儒老先生鳥井耀藏が父大内記衛のこと也夢物語高野長英の著書也を一見して申けるは、如此書を述ふる者は可斬と爲り。又華山西學を好候を甚だ忌候由。又華山の西學を助くるものは、小生并三英と申、是又殊の外惡み被居候由。是れ一原因と被存候。又當春江川、鳥居兩君浦賀巡見の節、海岸諸處測量の儀に付、其間不和の由承候。是

は鳥居君に従居候御小人目附小笠原貢藏と申者、少々町間術心得居候方歟、大抵繪圖書認候處、其仕方不宜敷方歟、江川不服、仍て華山紹介にて、小生社中の奥村喜三郎内田彌太郎を招候處、貢藏右を恨み候儀に付、竟に其端を啓き候由、是又一原因と奉存候。扱て貢藏兼て虎一に懇意の由に付、右を欺き出訴爲仕候て、華山小生并一體西學者流不殘吟味爲致候て、竟に江川羽倉にも波及爲致度の存慮と相見へ申候云々。下略

若し又江戸拂に相成候は、遠行は仕度無之御城下邊に暫時僑居仕度念願仕候。宜敷御指揮被下置度候。

六月初六日

高野長英

杏所先生

侍史

獄中より江川太郎左衛門に寄せし密書 (江川家書)

此書狀に依りて江川との關係を推知し得

其一

憚多候得共、内密呈書仕候。此度奇禍兼々御心配も被下置候義、深難有奉感謝候。其始誣訴に陥候て、宅よりつまらぬ反放出、右疑の一ヶ條に付き合候より、終には實禍と相成申候。其始同敷讒言蒙候御方々、實に戦々競々の至、依之五月中拜顔の時も御案事申上候。何事も御延引に相成居候事、未御皆納に不及内に此大變出來、定て萬事齟齬逆行奉拜察候。然ば御案事中、晝夜不安候へども、其節に、耳目一段隆起仕、憂つゝ黙上仕居候。偕其節御調の通、存事も無御滯被爲濟候也。〇〇痛却罷在候私宅より出候書物は、三月中半紙に認上候事情某と申書、初稿にてあまり過激に付、恐入不差出物に御座候。尤此過激の文にて大罪を得候へども、例の書とは大に違ひ候故、決して御案事被下間敷候。右申上度、且例の書圖とも無滯御納相成候哉、御見合相成候哉、誠に小人の讒天を烘候勢、天命致方なく、先御安否窺如此候拜首。

其二

恐多憚多候得共、又思立候間、別紙申上候。新書并圖御見合御不用に相成候は、誠に以恐入候へども、頂戴仕度、極内先生へ御相談申上候。一は公の御志は、不及ながら私も御同志に御座候。何より達候ても宜敷かと奉存候事。

一、私反故を以罪印に處し候も、固天命覺悟に候へ共、人爲を盡さるは又本意にも無之、又反故の内には、不遜の語多候間、誹謗の罪に落とも申譯無之、新書出候は、反故は反故ならずとも申譯は立可申歟。

一、右萬々御不用に相成候は、武四へは私御貸申上候趣にて御渡、其より下は武と共に御謀可被下候。

一、もはや吟印大抵相濟候へども、もとより當に致願候には無之、今日迄御用立候中、否の心も付申さず候處、五重印の心掛をいたすに付、志を申上度と存、萬一御不用にもやと窺候也、必さらりと御聞取可被下候。

華山の口書

口書

元保十亥五月十四日揚屋入同廿三日改揚屋入

三宅土佐守家來

渡邊登

亥四十六年

私儀如何の風聞入御聽被召出揚屋へ被遣其後御目付様御立合改揚屋入被仰付御吟味御座候。私儀土佐守家來渡邊市郎兵衛忝にて八歳の時より主人嫡子龜吉伽役相勤め其後追々致轉役八ヶ年以前辰年年寄末席被申付相勤罷在候。異國船渡り候節海岸心得方の儀に付前々の御書付并に文政八年酉年被仰出候趣も有之主人領分三州田原の義者遠州大洋へ出張り候場所に付私儀海岸懸り被申付於御當所右用向き相心得罷在候。右に付異國船渡來の節不調法無之様常々心配致し西洋蠻國の事情致政軍事等の儀心得居申度。御留守居松平内匠頭

様與力青山儀兵衛借地町醫長英岡部内膳正様醫師小關三榮水戸様御家來幡崎鼎等は蘭學にて名高き者に付知る人に相成長英は主人へ致推舉出入扶持相送り追々蘭書翻譯を相頼み難讀得廉理義難解義は右三人へ承り合せ蠻國の風俗其外一通りは右書中にて相心得罷在候得共。一體私儀者幼年か文武の稽古相勵み右餘暇にて書を學び華山と號し慰に認物致し候處不圖世間に名を被知候様相成當時門人等も多人數有之外々より認め物の頼み多く殊の外忙敷其上日勤の身分主人家政向取扱等に而寸暇無之候間蘭學之儀は見識淺く未だ自己の了簡を以て解釋等は致兼候。然る所去年六月阿蘭陀甲比丹内々申上候はイギリス人モリソンと申者日本漂流人七人を自國の船に乗せ江戸近海へ交易を願候心組の段申上候旨風聞に而承り候。萬一主人領分の海岸へ著船致し候義有之候節は豫め心得無之候ては難相成義と存じ且右モリソン者彼國有名の者に而中華廣東の地にも數年留學致し著書の内五車韻府其外通鑑綱目東華錄西域碑文周易の抄録等有之五車韻府者通辯の爲俗語の解釋に而皆横文を以て傍注致有之右出版の年を以て當時に引當相考へ候得ば五十歳前後の者と被存候。

其人と爲り英邁に而位も高く、威權も盛に有之候旨、阿蘭陀人相話し候由承り及び罷在候處、右モリソン漂流人を送り來り候に付、深き仔細も可有之、右之趣意を相考候へば、右モリソン者漢學にも達し候故を以て、漂流人を送候に托し、彼國の事情を訴へ、交易を願ひ候義に可有之候處、右仔細御糺問も無之、御法令通り打拂ひ被仰出候而は、御仁惠の御趣意に不相當、蠻國の者恨を結び候而は、國家の御爲めにも相成間敷と懸念心配致し、存慮の趣書面に書綴り見可申と、先尋問を請け答への積りの作意にて相認め候、西洋事情の義御尋ねを蒙り奉畏候。不案内の事にては御座候得共、想像仕候丈けを申上候と申す書出に候て、相認め候書中、悉く蠻國治亂の事を記し、教政學校の盛なる事、日本唐土の及ぶ所に而は無之、杯と書顯し。且つ日本海邊の諸島洋人の領に無之は無く、唯其國を不失者は、白爾西亞、我國而已に御座候と存じ候得ば、誠に心細き事に御座候。然るに不知者は、井蛙に齊しき心持に御座候と記し、或は古今の時變に隨ひ政を立候儀は、天下の通義に御座候。天地古今不變、不止、太古の世日本僅かに大八洲に限り、奥州は未だ開けざるの處、追々地方誘化し、熊襲征伐の後、皇后自ら新羅を征し、其後北越東

奥の地次第に相開け、終に後世松前蝦夷に及び、皆大抵憂勤の處、威力共に舉り、終に大閩の征伐に相成り候。中葉耶蘇の邪教に懲り、規模狭小に相成り、只一國を治るに急なる故、遂に海外の侮りを請る事共、已後の變如何を不存候而は如何と書し。昔一室を治め候者、僅に鐘釜妻妾に有之候處、偶盜人到れば門を固ふし、牆を高ふし、内は妻妾に驕り、大盜襲來り候節、門牆は不越候得共、一村燔打仕候而は終に延焼に及び候は、莊子脰篋の篇に云ふ譬の如くに候と存候而、鄙見を書き候。一、ニイマンと申し近來參り候、甲比丹の話に而は、イギリス海防の嚴なる事、世界中の敵を一時に引受候とも攻る事不能由申候。是に因て外國の備へ有る事を推察仕候迄に候。

一、ニイマン逗留中、オルフと申す蘭人の申には、イギリス日本地方の群島を取候心組に候間、御用心可被爲候。火術鍛鍊ならざれば、防禦は成不申、金二百兩も年々被下候は、火術に功者なる者を選び、五六年も留越し御教授申度由申候由に候。

一、西洋は無名の軍は起し不申候。何れも名を正しふする事を始と致し候。

にポナバルテ厄人多を征し候時も、渡海の防と、不義の事を數件申立に致候。
是等心得可申事に候。

右の外數ヶ條認め末文に至り、權地球に及び候洋人は實に大敵と申すも餘り有之候事にて、何卒此上は、御徳政と、御規模の廣大とを所祈也と相認候得共、未得意候間、別に議論を記し、慎機論と題號致し候積にて、前條にはモリソン漂流人を送り江戸近海に至り候由の儀、竝に蠻國戰爭の儀を記し、かゝる顯名の士首とし護送せる事は、本國の命を領し來る事疑ふべからず、殊にモリソン唐山の學を爲し、亞細亞の人情も解し居候事なれば、極めて其人を選みたる亦意あるが如し。抑も我國は外交の嚴なる海外諸國の領知する處、其證は諸地志、又鄂羅斯クルウセンの記コロキンの記等に審也。然る上は漂流人を媒酌として交易を乞ふ事の行はれざるは、固より了解して來れるならん。レサーノットの舊轍を不踏事は必然なるべし。然るに朝議鄂羅斯使節の例の如く、彼國一箇の故を以て、御國政の御變違ならざる事は、假令是より事生する共、動かすべからざる大道なるべし。然りと雖ども西洋諸國の道とする所と、我の道とする所と、理に於ては有一

無二と雖、大小の分なきに非ず、是能く彼を審にする者にあらざれば、盲瞽相象の如く、一尾一脚も象は則象也、もし尾を捉り象を説かば、垂鼻長牙又何れに有やと認め。其外今天下五大洲中亞墨利加、亞弗利加、亞烏斯答羅利の三洲は已に歐羅巴諸國の有と成、亞爾亞一洲と雖も、僅に我國唐山百爾西而已、其三國の中西人通信せざるは、唯我國と存、恐多事なれど、實に杞憂に堪へず、論すべきは西人より一視せば、我國は途上の遺内の如く、餓虎渴狼の不顧を得んや。若英吉利斯交販の行はれざるは、貴國永世の禁固く侵すべからざる共、我國を始め海外諸國航海の者、或は漂蕩し、或は薪水を缺、或は疾病あるもの、地方を求め急を救はんとせん、に、貴國海岸嚴備にして、航海に害あること、一國の故を以て地球諸國の害あらんには、同敷天地を載踏して類を害す、豈是を人と謂んや。貴國に於能此大道を解し、我天下に於て望所の報を聞かんと申せし時、彼が從來可疑の事實を擧て、通信すべからざる故を論すより外あるべからず。かゝる鎖屑の論に落て、究る所彼か貪婪に名目生すべし、抔記し、又は英吉利斯の我に要むる所産の蠅を遂ふが若く、必拂へば又來るべし。嗚呼天下の理勢乘除相成、物極則變、盛極則衰、古教盛隆

の地皆北狄の爲めに并せられざる無かと認め、或は西洋諸國の地を考ふるに大抵北極出地七十度に起り四十五度に終る、其間五十五度以下を多しとす。是を我に比すれば奥蝦夷以北の地にして、人多きに非らず、土地廣きに非らず、耕も食に足らず、織も衣に不足、肉を食ひ皮を被り、勞苦に習ひ死を恐れず、後來南化北移し、終には英達の君會出て今隆盛に及べり。然らば則土地の豊福も不可頼、人の衆多も不可喜、夫唯勤憂にある乎。凡政は據る所に立、福は安する所に生ず。今國家所據者海、所安者外患、一旦可恃者不可恃、可安者不可安して、徒に三代綏服の制秦漢禦戎の論を以て今を論するものも、亦膠柱鼓琴の如く。如何となれば唐山の地たる重山複嶺南北を界し、渺然たる砂漠其西を圍み、大寇推舉して壓來ると雖も、一邊の地にして、是に加ふるに世々皆忽にせざるの地にして、屯田守戰逸を以て勞を待、尤防易きものあり。且其徒も亦剽奸驕横のみにして、唯其利は北塞に居南征し易き耳。今我邦四周渺然、天下據る處の界にして、世々不備の處、其來る一處に限る事不能、一旦事ある時、全國の力を以てすと雖も、鞭の長け短ふして馬腹に及ばざるを恐るゝなり。況んや西海羶腥の徒、四方を明にして萬國を

結び、世々擾亂の驕徒、海船火攻其長するを以て我短にあたり、海運を妨げ、不備を劫し、逸を以て勞を攻めば、諸事反戾して手を措所なかるべし。惟皆唐山混洋恣肆の風轉傳して高明空虛の學盛なるより、終に其光明蔽障自から井蛙管見に落を不知也。況んや明末の典雅風流を尙ひ、兵戈日に警むれども、苟も酣歌鼓舞して士氣假薄に陥るが如し。今在上大臣を責るも、固より純袴子弟、要路權臣を責んと欲するも、賄賂倖臣、唯有心者は儒臣、儒臣の望淺ふして大を措小を取、一不痛不癢の世界と成る。今夫如此ば唯束手して冠を待たんかと認め、右の通り議論を以て略ほ海防心得方を記し候積りにて、未だ稿を終り不申候處、禁忌を犯し候語有之候に付、恐入候儀と心得、其儘にて筆を止め、他見等は更に不爲仕、仕舞置候儀に有之候。且つ缺舌或問儀は、七年前より長英並に小關三榮、幡崎鼎より追追承り置候もの、或は蘭書を引き當て考訂致し、蠻國の様子人物の賢否國の廣狭人別の多少を論じ、且つ御政事を議し候蘭人の申候話等を書き載せ、同小記は去年參向の甲比丹ニイマン説話の趣、青山因幡守様御家來湊長安其外傳聞に付承候儀は時に書留め、或問附録の心得にて著述致し候儀にて、右書中の趣はニイマン

義、御老中様方、御若年寄様方廻勤の義、並に御城御座敷向、西の丸炎上の節相晰し候趣等書綴り、序文も草稿致し、未だ清書も不仕、下書の儘所持罷在候。

一、私儀近來土佐守隠居へ蘭學を勧め、好事の徒を集め、右書を講じ、蘭學を以て世に被知候、幡崎鼎、高野長英、小關三榮等へ深く交り、蘭科醫師を始其徒を集め、蠻國の事情を穿鑿致し、尙今の御政事を批判致候由入御聽候處、主人土佐守隠居にては無之、厄介の大叔父綱藏を勧め、并に鼎長英等懇意に致し候儀は相違無之。私儀は未蘭學未熟の義に付き、講釋等は出來不申、長英并に三榮鼎等を招き、翻譯等相頼み、又は理義等承り合候儀にて、一體好事の性質に付、同交の者多く、畫門人は勿論、文雅に携はり候者は知る人多きに付、自から出入多く、外國の事情を穿鑿致候義は、著書の通り相違無之御座候。其外御政事向批判仕候義は、口外致候覺毛頭無御座候得共、前書認め置候、書中には、御政事向きの儀も論じ有之候儀に付、右を以て御尋ね候而は、可申譯方も無御座候。

一、浦賀洋中にて、諸國廻船を邪魔致し候而は、一時に江戸困究に相成、自ら交易の道も開け可申様、其外不容易事を常に雜談同様申散らし候由、御聽に達し候趣、

右者古來より人々申候事にて、古人の筆記等にも見及候義も有之、耳馴候咄に候得共、私より雜談致し候義は無之、御吟味の上御小人頭柳田綾太郎組御小人御納戸御番花井虎一義、右咄私より承り候段、一旦申上候得共、右は全く覺違の旨申上候由奉承知候。

一、奥州金華山洋中離れ島には、異國人船を繋ぎ罷在、其邊の漁夫へ金子遣し候へば、自在に通路相成候旨、同好の者に相咄し候由、御聽に達し候處、右は當四月下旬と覺へ候、花井虎一罷越、右咄私より申聞候儀有之由承り候。彌相違無之候哉、さ候へば、深川佐賀町金七店秀三郎同道致し、金華山へ參度候間、委敷様子咄聞かし、吳候様申候處、右様の儀相咄候儀は無之旨相答置候。然る處、御吟味の上、花井虎一儀右の話は私より御普請役大塚政右衛門兄大塚庵へ相話候由、同人と御突合せ、御尋ね御座候處、庵儀は私とは兼て懇意に候得共、右體の話私より承り候儀は勿論、虎一へ相話候儀も無之旨申上候由。金華山洋中の義兼て話に承り及候義有之候へ共、不取留雜說故、私より口外致し候覺無御座候。

一、私儀無人島は、異國人船を繋ぎ居候由承り、右に付豫て渡海應接致度心底の處、

去年中御代官羽倉外記様、伊豆七島を御巡見之節、無人島へも御渡海被成度段、御頼み有之候に付、御同船可致心底にて、主人土佐守に願立候儀も有之、來子年外記様、御目付、御目代、無人島へ渡海致し候由に付、其節は同船致し、漂流に托して、呂宋、サントウイス、アメリカ國邊へ罷越候心組にて罷在候故、此節無量壽寺順宜渡海の連中には不加罷在候由、御尋御座候處、右外記様御願有之候段は承り及候、其頃主人家政筋の義に付、同役共と矛盾致し候義有之、因而退役の儀相願候得共、聞届に不相成候に付、逆も聞濟には相成る間敷と相察し候得共、外記様御巡島の節、御付添申し、無人島へ渡航致し度段、其節主人在國中に付、同役共迄、願書差出し候處、年寄相勤候身分に而、右體之願書差出候は、心得違にて可有之旨被申聞、願書差戻され申候。

右の通願書の趣聞届も不相成候儀に付、目付、目代衆御越の節、同船の儀固より可相叶筋に無之、漂流に托し異國へ罷越すべき坏、存じもよらざる義にて、右體の心組毛頭無御座候。

一、オロシヤ、イギリスの船印藏板所持罷在候義、御尋に御座候處、右者海岸の者共心得にも相成、且つ唐船、朝鮮船等船形紛れも致す間敷候得共、是又心得居不申候ては如何に付、右船の總圖、前書船印、旗印共板行に致し、主人領分海岸村々へ配置申度存じ、十ヶ年程以前と覺え候。中川忠五郎様御勘定御吟味役御勤役の節、御宅へ罷出御逢の義相願ひ、右板行の義主人より御老中様へ相伺方も可有之歟と存じ、私心得を以て相尋ね候所、藏板に致置主人領分限り渡置候義、苦しかるまじく被仰聞候に付、板行申付、主人より沙汰も有之候得共、忠五郎様相伺濟之旨申聞候。右繪圖摺立、海岸村々へ可差遣、去々年と覺候。御勘定御吟味海岸御掛川路三左衛門様宅へ罷出御逢の義相願、中川忠五郎様御勤役中相伺候、オロシヤ、イギリス船印、旗印板行申付置候所、出來摺立候旨御直に申上、右繪圖二枚差上候義に而、右の通海岸御係相伺、又は御届申上置候間、不苦義と相心得罷在候義に御座候。

一、去々酉年二月中、大鹽平八郎徒黨相企候一件の砌、私へは平八郎より度々文通有之候故、騒立候以前の事實を相辨居候は、顯然の書き物所持致し候儀之旨、風聞の趣を以て御尋有之候所、平八郎名前は兼て承及罷在候得共、面會致し候

は勿論、文通爲取替候義は無之、去暮歟當春歟とも覺ゆ、同家中鈴木孫助儀外より貰ひ候由にて、平八郎文通相見せ候に付、一覽致し候所、趣意は耽とは覺へず候得共、あらかなる文體と被存借受け暫く留め置き候所、相返し吳候様に催促申越に付、狀箱に入れ相返し申候。然る所、私御呼び出し御吟味に相成、御組與力衆被遣、私宅にも有之書物類御取上げ被成、所々より參り候書通等御穿鑿有之候由承及。右様の文通所持致し候儀、不宜儀と存じ、火中致候由、私方にて花井虎一儀一覽致候所、名前は不相分、平易の文體と見請候段申上候由承知仕候處、右の通平八郎は知る人にも無之、文通爲取替候儀無之故、孫助より爲見候儀にて、騷動以前の事實承知致罷在候由の儀は、毛頭覺無御座候。

一、交替御寄合福原内匠様御家來齋藤治郎兵衛と知る人に相成候義は、去年春の頃にも候歟、沿海奇聞と申書一覽致し候處、無人島の記遺漏有之様に存じ、花井虎一は、好事の者に付承合候處。右治郎兵衛は、先年御徒土方相勤候節、渡海の儀相願候義有之、地理案内の者に付、同人へ參り合せ可然と申、住所等書付吳候へ共、多用に付罷越不申候處。同年四月、日不覺、右治郎兵衛私宅へ罷越、無人島

の儀に付御役家より私へ御尋の筋有之由、渡海の儀被仰付候にも候歟と承合候間、御役人方より私へ御尋ね候歟、其儀は存せず、無人島の儀知人に問合有之候へ共、渡海杯被仰付候儀は勿論無之、自分所持の書物等貸渡候而已の由及、挨拶、地理等承合候得共、存外不案内の様子に付望を失ひ、深く談話等に及不申。治郎兵衛義は立歸り、其後出會の義無之、然る處花井虎一より、治郎兵衛へ申談候趣は、私儀無人島儀に付御役家より御尋ね有之候由。素と治郎兵衛は、渡海心願の者に付私へ便り願立等可致心底にて罷在候處、私よりの挨拶承り候て、心組齟齬致候旨、今般御吟味の上承知仕候處。其頃羽倉外記様無人島御巡見御願の義に付、彼是咄等も有之時節に付相混じ、虎一義私より申聞候様にも承り候歟も難計奉存候。

一、夢物語の義は、前書長英著述にて有之、同人方へ參候節爲見候に付、一覽の上他見等は遠慮致し可然旨申談候迄にて、考等致遣し候趣曾て無御座候。

一、ア、ルドレイキス、ヲ、ルデンブクと申蘭書、ブラウンスゾランと申蘭人著述にて地理を記候書の由承り、小關三榮世話を以て買取り、長英に解釋承候處、イ

ギリス人數割等悉く右の書中に有之候由、長英所望に付貸遣し候義も有之候處、夢物語に認候人數割等右書中に基き書綴り候儀と奉存候。

一、無人島へ渡海の義、船竝に渡海手當出來候得ば、土佐守領分の内に、海路巧者なる船頭有之候に付歸國致候様取計可致旨、申聞候風聞之趣御尋御座候處。右體の話等一切致候覺無之。今般一件の内齋藤治郎兵衛は前書の通り、一度面會致候儘にて、遠山半左衛門様組御徒士榮佐父本岐道平は、鐵砲細工致し、以前より懇意に有之。七八年以前と覺へ候、ドルールヒユスと唱ふる小筒を持參候間、一覽の上差戻し候儀に有之、前書秀三郎書畫會席にて知る人に相成、其後同人書畫會を相催候由、出席の義頼みの爲私宅へ相越、前後兩度面會致し候儘に有之。本石町三丁目五人組店旅人宿彦兵衛幼年に付後見金次郎、常州鹿島郡鳥巢村一向宗無量壽寺順宜同人伴順道、水戸様御領分常州奈珂港村住居小從人列郷士大内要助父隱居大内清左衛門等は、一向知る人にも無御座候。前書の趣、花井虎一より其筋へ申立、又は如何の風聞入御聽、當役所へ被召出、揚屋へ被遣、御組與力衆被差遣、私宅相改め、缺舌或問、慎機論其外御取揚有之、其後御目

附様御立會、御吟味罷在候。蘭書等理義相分り候に隨ひ、蠻國強盛の様に奉存。海岸の御備格別嚴重の御沙汰無之ては、國家の御爲めに相成間敷と存過候より、不計恐入候文勢にも至り候儀にて、半にて稿を止め、其儘仕舞置き、誰にも爲見候儀無之候。缺舌或問、同小記も同様、人には爲見不申候處、花井虎一罷越候砌、私家食事致し候内、爲待置候も無手持に相見へ、同人に爲見候外餘人に爲見候儀一切無御座、小關三榮は自殺致し、順道并に齋藤治郎兵衛御吟味中病死致し、湊長安儀も先達て病死致し候段奉承知候。再應御吟味御座候得共、前書の外仔細差して無御座候旨申上候に付、被仰聞は、私儀主人領分三州田原、遠州洋中へ出張候場所にて、私儀海岸掛相心得罷在候に付、海防手當は勿論、蠻國の事情に通じ、主人之輔翼に相成度心底にて、長英并に小關三榮、幡崎鼎と厚く交り、蘭書を學び、西洋并に諸國の風俗并に去年參向の甲比丹ニイマンの小説等、傳聞の儘筆記致候分書集め、缺舌或問、同小記を著述致し。其後追々蘭書の義理相分り候に従ひ、彼國の教政武備等行届候様存じなし、主人領分海岸手當等の儀、深く心配致し罷在候處、イギリス人モリソンと申者、日本漂流の者を自國の船に乗せ、江戸近海へ送り來

候旨、甲比丹より内々申上候由の風聞及承、右モリソンは暫時唐土に留學致し、學力も有之、當時官祿重く、取用の人物の旨傳聞の説を事實と心得。彼國表に信義を唱へ、漂民を送り來候處、近年被仰出候通、打拂等被仰付候ては、後來恨みを結び、不可然旨存じ迷ひ。慎機論并に海外事情を受答候趣の書面に綴り、右の内には井蛙小鷄或は盲瞽相象の譬を取り、其外恐れ多き事共相認め、御政事を批判致候段、畢竟海岸御手薄にては、不慮の儀有之候節、國家の御爲にも不相成義と一途に存過ぎ候心底を以て、自問自答の心得にて、右の通認め掛け候へ共。不計不容易の文勢に流れ候に付、恐入候義と相辨へ、未だ稿を終へ不申、下書の儘仕舞置き、他見爲致候義無之由は申立候得共。右始末、不憚公儀不敬の至り、重役相勤候身分、別而不屈の旨御吟味を請け、無申披奉誤候。

亥七月廿四日

渡邊登

松崎慊堂の上書

畢山の師松崎慊堂七十の老齡を以て病を勉めて起草し、小田切要助

を介して、閣老水野越前守忠邦に提出せし畢山無罪の建言書。

拜啓白露節、臨殘陽猶驕文候。益御清佳珍重奉存候。私儀先日拜晤以後、始終不相勝之處、勉強他出大に、疲勞之所、終に霍亂症を醸出大困、最早平穩に就候得共、未可出行、因之不得止、以拙筆申上試候。別事にも無之渡邊登事に御座候。登は從來佐藤捨藏社中に御座候處、廿年來私方にも師資之禮を執申候に付、私も無底意申談候事に御座候。先其人大概を申せば、衣服にも上着下着揃候は一襲も無之相見、平日他行の上着を禮服之下着に相用、年始などに參り候にも、鬘斗目之下着不揃之常用衣物と相重、十年前用人の時より其通、只今家老に而も其通に御座候。御考合候は、可相分、此其清廉之一端に而、萬事御推察可被下。偕又其人謙讓にして、誰人に對候而も、一向家老風など少しも不顯、人之美事は一言一行たりとも必感心籍記仕候。其人生來好繪畫候得ども、世の畫人と違ひ、畫書畫傳など多分研究仕候より、隨分博覽之處も有之候間、敬慕納交之人も餘計有之、誰に而も其人を感心せぬもの無之。第一は私存知候貳拾年以來、母親に孝養を盡し、私方へ參り候にも、晩刻に相成候得ば、是非急ぎ辭去申候を、同座之もの強て抑留仕候得共、入夜候而は老母案思申候に

付乍殘念と斷罷歸り候。偶其宅ニ參候節も心付候に、老母に事へ候様子何とな、感心仕候事御座候。總て一點之文飾も無之、此事往來交游之談大概日録に御座候。御存知も可有之、五郎と申弟一人御座候。貳拾歳計之若者に御座候を、自身之子三四人有之候得共、彼を順養子に致し、母の心を安んじ申候積之由。然る處去年春頃か疫邪ニ而死去仕候以來、母之哀傷を悲み、猶更萬事心を付孝養致候様子、誰人も見受申候よし、私にも物語など仕候。偕又主人家困窮に付、登未だ用人勤候節、先之家老某御家督之御實子有之を病身と申立、酒井家之公子を養子に被願、其持參物にて一時の急を被救候得ども、遠祖備後三郎高德の血統此に絶るを痛み、己れ家老になり候得ば、右病身に而隠居之公子に、侍妾一兩輩も相付御出生有之様に致し。出生有之上は酒井家家老河井某に右公子の子を當君之順養子に可仕申談候處、河井初は不承知に御座候得共、登か忠誠を感じ致承知候故、御先祖血統に復する様に相成候を私にも其話申聞悦申候事御座候。近頃六七歳以來凶荒打續之上、其在所田原海中に指出候場所にて津波之患に遇、一粒之租税も無之候處、種々辛苦遂に餓死等之もの無之様取計、其上家中人物之用捨、領内百姓の手當等毛頭の私無之故、一統人

氣悦服仕居候由。然る處此度牢獄の御沙汰に及、主君初末々の輩まで、一統悲歎仕候段、御存知之通不及申上候。私も其事承知候以來格別焦勞仕候儀御存も可被下、世上の横議を傳聞仕候處、登を知るも知らぬも愁嘆不仕もの無之。然る處六月中旬に至り、登申開き相立不違出牢と申模様、乍傳聞大概は無相違と申消息承り、先安心仕候。然る處當月中旬に至り、口書被仰付候由、口書之結語以之外手重之様復又申觸候に付、獄事老鍊之人などに従ひ、承合候處。最早奉行所に而、口書定之上は、一寸之動搖もならぬ事、个様之時分老人之不入事、登之天命に可任など申候。奈何様隠居者之出候處には無之と存候へ共世上議論に、

此獄之起り一讒人有之、登に格別懇意之もの、登を動搖致し、謀叛之罪に陥入、其事を以て其身の昇進之階梯にせんため、訴人致し候を、御役人之中御取上被成候より、右牢獄の御沙汰と相成候處。六月中登申開き相立候上は、最早出牢可被仰付處夫れにては右之讒人已れ之罪不可逃と存。尙又再訴仕候故、其より正面之夢物語、無人島之御吟味、登が反古之上に移り、朝政を誹謗と申罪條に變じ、此通にしつらひ申候由。此間病中、右議論に付能々相考候處、口書結語輕重之實否は、外人

之測知べきに非ざれども、縦令奉行所手重之口書なりとも必究之處、

宰輔之御方様之御裁斷之上相決候事、其宰輔之御方様ハ第一其

相公様次而我主人公に御座候。私山野之隱居碌々之老耄ながら

相公様御覺の數にも被入置候公家

御恩之身にて我弟子之列に技藝之末にても世に知られ、其人忠孝之實跡も慥に有

之候而、此獄世上人々疑敷存候か、誹謗朝政之罪條に陷候ては如何と乍恐奉存候。

且登母子慈孝一家之事にて、天下之大政かへられ候事は、萬々無之事に御座候なれ

共。初め夢物語無人島之事は、唐律及明律にも御座候、謀叛唐律、十惡、三日謀叛、謂謀背

國從僞、疎議、謀背本朝、將投蕃國に御座候なれども、誹謗朝政の件は、漢律は亡び、不可知、

唐律に無之候得ば、本朝の律にも無之、明律清律にももとより無之候。何となれば、

聖人之世には、開四目達四聰、世界中之申分少も中途に壅滯を恐れて、進封之旌、誹謗

之木なども立られて、末々之雜人迄十分存寄を申せと求られたる也。左傳頃、春

秋戰亂之時なれども、鄭國之郷校之書生ども集りて、國政を誹謗する故、或人郷校を

毀んと申たれば、執政の子産それをとめたり。誹謗にて人を罪するは、周之幽王、秦